# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年10月30日

【事業年度】 第9期(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

【会社名】デジタルグリッド株式会社【英訳名】DIGITAL GRID Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 С Е О 豊田 祐介

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 03-6277-7123

【事務連絡者氏名】取締役 C F O 嶋田 剛久【最寄りの連絡場所】東京都港区赤坂一丁目 7 番 1 号

【電話番号】 03-6277-7123

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 嶋田 剛久 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

# (1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		2021年3月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月	2025年7月
売上高	(千円)	-	-	-	-	-	6,153,606
経常利益	(千円)	-	-	-	-	-	2,614,109
親会社株主に帰属す る当期純利益	(千円)	-	-	-	-	-	1,870,044
包括利益	(千円)	-	-	-	-	-	1,870,044
純資産額	(千円)	ı	-	-	-	1	8,277,240
総資産額	(千円)	-	-	-	-	1	17,817,568
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	-	-	1,281.84
1株当たり当期純利 益	(円)	-	-	-	-	-	308.73
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	(円)	1	-	-	-	1	248.26
自己資本比率	(%)	-	-	-	-	-	46.5
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-	22.6
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-	33.75
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	-	321,238
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	-	181,313
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	-	528,693
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	-	-	-	-	4,648,319
従業員数 (4) 不過程的中央		-	-	-	-	-	79
(外、平均臨時雇用 者数)	(人)	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	(3)

- (注)1.第9期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
  - 2.当社は、2025年2月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
  - 3.当社株式は2025年4月22日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第9期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
  - 4. 第9期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

# (2)提出会社の経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
—————————————————————————————————————		2021年3月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月	2025年7月
売上高	(千円)	186,021	176,613	1,210,109	1,691,183	3,515,034	6,153,606
経常利益又は経常損 失( )	(千円)	361,841	42,792	36,111	443,054	1,253,372	2,616,905
当期純利益又は当期 純損失( )	(千円)	370,166	124,604	26,264	657,034	972,446	1,872,902
持分法を適用した場 合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	1,139,500
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 B種優先株式	(株) (株) (株)	100,000 37,000 16,000	100,000 37,000 16,000	100,000 37,000 16,000	100,000 37,000 16,000	100,000 37,000 16,000	6,457,300 - -
S 種優先株式	(株)	249,997	249,997	249,997	249,997	249,997	-
S-2種優先株式	(株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	-
S - 3種優先株式	(株)	-	-	90,666	90,666	90,666	- 0.000.000
純資産額	(千円)	951,571	826,966	2,598,874	3,255,908	4,228,354	8,280,098
総資産額	(千円)	1,465,012	1,625,175	3,445,057	5,963,165	11,476,006	17,822,255
1株当たり純資産額	(円)	2,861.59	3,109.48	2,704.39	159.70	4.19	1,282.28
1株当たり配当額 (うち1株当たり中 間配当額)	(円)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失( )	(円)	771.59	247.89	46.85	110.74	163.90	309.20
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	1	248.64
自己資本比率	(%)	65.0	50.9	75.4	54.6	36.8	46.5
自己資本利益率	(%)	-	-	1.5	22.4	26.0	29.9
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-	33.70
配当性向	(%)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	118,660	1,325,995	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	2,022	15,822	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	613,101	2,213,824	-
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	-	-	3,107,693	3,979,699	-
従業員数 (外、平均臨時雇用	(人)	31 (2)	29 (2)	33 (0)	41 (6)	58 (4)	79 (3)
者数)	( 04 )					(*)	
株主総利回り     (比較指標: - )	(%)	( - )	- ( - )	- ( - )	( - )	- ( - )	- ( - )
(比較相悰・・) 					(-)	( - )	
	(円)	-	-	-	-	-	11,900
最低株価	(円)	-	-	-	-	-	4,615

- (注)1.第9期より連結財務諸表を作成しているため、第9期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動による キャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及 び現金同等物の期末残高は記載しておりません。また、それ以前における持分法を適用した場合の投資利益 については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
  - 2.1株当たり純資産額については、各期の純資産の部の合計額よりA種優先株式、B種優先株式、S種優先株式、S-2種優先株式及びS-3種優先株式の残余財産の分配額を控除して算出しております、その結果、第4期、第5期、第6期及び第7期はマイナスとなっております。
  - 3.1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
  - 4.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期及び第5期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第6期、第7期及び第8期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
  - 5. 当社株式は2025年4月22日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第9期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
  - 6.第4期及び第5期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
  - 7. 第4期から第8期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
  - 8.第4期及び第5期は、デジタルグリッドプラットフォーム(詳細は「2 沿革」ご参照)の開発費用計上や、デジタルグリッドプラットフォームの商用運転開始が間もなかったこともあり、経常損失、当期純損失となりました。
  - 9.第4期、第5期及び第6期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
  - 10.第8期の営業活動によるキャッシュ・フローは、取扱電力量の急激な増加の影響により、運転資金の一時的な立替金が増加いたしました。その結果、マイナスとなっております。
  - 11. 第7期及び第8期の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出によりマイナスとなっております。
  - 12.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
  - 13.2021年6月29日開催の臨時株主総会決議により、第5期の決算期を3月31日から7月31日に変更しました。 従って、第5期は、決算期変更により2021年4月1日から2021年7月31日までの4ヶ月間となっております。
  - 14. 当社の財務諸表は、第7期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
  - 15.当社は、2024年12月27日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の書面決議により、2025年1月23日付でA種優先株式、B種優先株式、S種優先株式、S-2種優先株式及びS-3種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得し、その対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、S種優先株式、S-2種優先株式及びS-3種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。なお、当社は、2025年2月12日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
  - 16. 当社は、2025年1月23日開催の取締役会決議により、2025年2月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
  - 17.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
  - 18.2025年4月22日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第4期から第9期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
  - 19. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。 なお、2025年4月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載 しておりません。

# 2 【沿革】

当社は、再生可能エネルギーを今後のエネルギー供給の主役とし、人類をエネルギー制約から解放することを目的に2017年10月に設立いたしました。

発電量が不安定であるなどの課題を抱える再生可能エネルギーを「使いこなす」ための取り組みを行う中、2018年に環境省からの委託を受けてP2P電力取引 1の実証事業を開始いたしました。当社は、本実証事業を通して行った様々な仮説検証を踏まえ、2020年2月に発電家と需要家が直接取引可能な電力取引プラットフォームである「デジタルグリッドプラットフォーム(以降、「DGP」)」をリリースいたしました。その後、DGPは、オフサイトPPA 2や自己託送 3へと活用の範囲を広げ、現在に至っております。当社グループの事業の変遷は次のとおりであります。

年 月	概要
2017年10月	デジタルグリッドプラットフォーム㈱(現当社、資本金3百万円)を東京都千代田区に設立
2017年12月	デジタルグリッド㈱に社名変更
2018年 4 月	環境省実証事業にてP2P電力取引実証事業を実施
2018年 5 月	環境省実証事業にて「プロックチェーン技術を活用した再エネCO2排出削減価値創出モデル事業」を実施
2019年12月	DGPを通じて電力取引運営のために必要な許認可(小売電気事業者登録)を経済産業省資源エネルギー庁より取得
2020年 2 月	需要家主体で電力取引ができるDGPを商用リリース
2020年 6 月	DGPの特許取得(「電力取引システム、電力取引方法および電力取引プログラム」第6782479 号)
2020年12月	DGPを通じたオフサイトPPAサービスの提供開始
2021年4月	DGPを通じた自己託送サービスの提供開始
2021年11月	非化石証書 4代理調達サービス「エコのはし」をリリース
2022年3月	東京都千代田区から東京都港区へ本社を移転
2022年 7 月	2022年4月の特定卸供給事業者(アグリゲーター)制度開始に伴い、アグリゲーターライセンス 5を取得
2022年8月	「Green Purchase Agreement(GPA)」の特許取得(「環境価値 6取引対価算出装置、環境価値 取引対価算出方法および環境価値取引対価算出プログラム」第7266259号)
2022年 9 月	FIP制度 <sup>7</sup> を利用したバーチャルPPAサービス「GPA」をリリース
2023年4月	企業向けの脱炭素教育サービス「GX navi」をリリース
2023年7月	バーチャルPPA特化型マッチングプラットフォーム「RE Bridge」をリリース
2024年 8 月	蓄電所の開発・保有・運営と、これらに関する出資(共同投資を含む)行うため、デジタルグ
2024年12月	リッドアセットマネジメント(株)(連結子会社)を設立 蓄電池のアグリゲーションサービス開始
2025年 4 月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

# 用語説明

項番	用語	用語説明
出	州品	
1	P2P電力取引	電力の売り手と買い手を直接取引する「Peer to Peer(ピア・ツー・ピア)」を
		用いた相対取引の仕組みのことです。
		発電家と需要家との電力購入契約「PPA (Power Purchase Agreement)」の形態
		│です。「オフサイトPPA」とは、需要家から離れた発電家が相対で長期契約を直 │
	オフサイトPPA	接結び、太陽光発電設備で発電された再エネ電力を長期・固定単価で調達する方
2	フィジカルPPA	法です。
-	バーチャルPPA	│オフサイトPPAは、需要家への提供価値に応じて大きく「フィジカルPPA」と │
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	│「バーチャルPPA」の2つに大別されます。フィジカルPPAは再エネ発電所で発電 │
		された電力と環境価値をセットで需要家に届ける手法で、バーチャルPPAは電力
		と環境価値を切り離して考え、環境価値のみを需要家に届ける手法です。
		一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家用発
3	   自己託送	電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にあ
3		る当該需要家や当該需要家と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電す
		る制度のことです。
		再生可能エネルギーなど非化石電源の「環境価値」を取引するために証書にした
,	▗╊▗▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗ ▗	┃ものです。非化石エネルギーからつくられた電気には、電気としての価値以外┃
4	非化石証書 	に、「二酸化炭素を排出しない」という環境価値があると考えることができ、こ
		の環境価値があることを証明し、電気とあわせて売買の対象となります。
		特定卸供給事業を行うにあたり必要な届出のことです。アグリゲーター(特定卸
	アグリゲー	供給事業者)は、英語の「aggregate(「集約する」の意)」を由来とし、発電
5	ターライセン	家が持つエネルギーリソースを束ね、需要家と電力会社の間に立って、電力の需
	ス	要と供給のバランスコントロールや、各発電家のエネルギーリソースの最大限の │
		活用に取り組む事業者を指します。
		再生可能エネルギーの「エネルギーそのものの価値」に対し、「再生可能エネル
		ギー電源によって生み出されたことによる付加価値」のことを「環境価値」とい
6	環境価値	│ │ います。化石燃料や原子力などの従来のエネルギーと再生可能エネルギーからの │
		│ │電力は、「電気」としては同じですが、再生可能エネルギーの方には電力に加え │
		て先述の環境価値が加わる点が違いです。
		「フィードインプレミアム(Feed-in Premium)」の略称で、FIT制度(固定価格
_		   買取制度(Feed-in Tariff))のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ
7	FIP制度 	発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミア
		ム(補助額)を上乗せすることで再エネ導入を促進するものです。
		- ( III-1 III ) C - 11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1

# 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社1社により構成されており、「エネルギー制約のない世界を次世代につなぐ」ことをビジョンとして掲げ、DGPの提供による「電力プラットフォーム事業(以降、「電力PF事業」)」、「再エネプラットフォーム事業(以降、「再エネPF事業」)」、及び調整力事業や脱炭素教育事業の「その他」3セグメントに分類して事業を行っております。

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

#### (1) DGPについて

# (a) DGPの概要

DGP(登録商標第6568939号)は、発電家と需要家が直接取引可能な電力取引プラットフォームです。DGP上で行われる電力取引は、当社グループが提供する共通の電子契約に基づき締結され、電力取引契約の履行に必要な需給管理(送電業務)はDGPによって提供されます。発電家と需要家は電力取引に必要な専門知識や機能を具備することなく、DGPを介して自由な電力取引が可能となります。このように、自由な電力取引の場を構築することにより、取引参加者に価格発見機能とリスクヘッジ機能を提供しています。

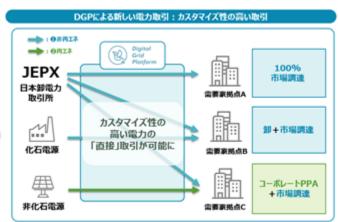
価格発見機能とは、電力の売り手の「販売してもよい価格」と買い手の「購入してもよい価格」をすり合わせ、取引可能な価格を見つけることができることを指し、公正な価格形成の機能ともいえます。需要家の電力調達にかかるコストは当社グループの手数料を除き、原価で需要家が負担する仕組みとなっています。当社グループはその電力調達コストの原価構造を全て詳らかに開示しており、需要家は電力調達部分に選択肢があることが理解できる仕組みとなっております。当社グループはこの調達部分について、需要家に調達オプションがあることを提示し、需要家は自らのリスク許容度に応じた電力調達オプションを検討することが可能です。

当社グループは、電力の売り手と買い手がそれぞれの方針によって取引先を決め、電力の取引をすることは、売電量または買電量をすべて市場連動にする場合と比べてリスクが低いと想定しております。売り手は、発電所の建設費用等を売電収入によって長い期間をかけて回収していきますが、売電価格がその時々の市場価格によって変動すると費用回収の見通しが立てにくくなり、金融機関からの融資を受けることが難しくなることが想定されます。一方、買い手は、調達したい電力の全量を市場価格連動で購入した場合、市場高騰時に多額の電気代を支払わなくてはならない可能性があります。売り手と買い手が事前に価格と量、期間を固定した上で、電気の売買契約を締結することで、市場変動リスクを低減することができ、こうした機能をリスクヘッジ機能と呼んでいます。

DGPを利用することで、取引参加者である発電家は、自らが投資・建設・保有する発電所の最適な販路を確保し、需要家は自らのリスク許容度に応じた最適な電源を組み合わせて調達することが可能になります。電源の種類に関わらず、取引参加者同士が販売希望価格と購入希望価格をすり合わせていくことにより形成される約定価格は、発電家と需要家にとって取引の際の参考材料となります。約定価格を参考にすることで、不当に高すぎる、または、安すぎる取引価格となることを防ぐことができます。このほか、より条件に合う取引相手を探すための探索コストや取引相手との価格交渉にかかる交渉コストを抑えることができます。

また、両者の取引に際しては、定型化された契約書や複雑な制度に対応したシステムを当社グループが提供しており、利用者の使いやすさを追求したユーザーエクスペリエンスによって取引コストの最小化が図られています。





電力は一般的に大量かつ長期に貯蔵することが困難であり、需要と供給を常時一致させることが求められるといった特殊性や社会インフラを支える重要なエネルギー源であるという公共性から、電力の取扱事業者には専門性が要請されます。従来、こうした役割は主に旧一般電気事業者 に代表されるような大手電力会社が担っていましたが、東日本大震災を契機とする固定価格買取制度(FIT)の導入や電力小売の全面自由化を含む電力システム改革により、独立系発電事業者の増加や自社電源を持たない新電力の登場など多様なプレイヤー

が電力の取扱いを開始するようになりました。需要家向けにも多様な料金メニューが提示されるようになりましたが、依然として「専門家」である旧一般電気事業者や新電力 といった小売電気事業者を通してしか電力調達をすることが出来ないことに変わりありませんでした。

旧一般電気事業者:電気事業法(昭和39年法律第170号)による参入規制によって自社の供給区域における電気の小売供給の独占が認められていた電力会社10社(北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社)を指します。なお、新電力とは、旧一般電気事業者以外で、電力販売に参入した小売電気事業者を指します。

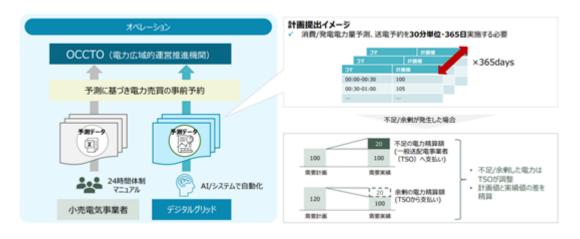
DGP上の電力取引では、利用者の高い専門性は必須要件ではありません。再工ネ発電家には、天気によって変動する再工ネの発電量を予測し、30分毎にその計画値を都度報告する義務が課せられますが、なかにはそうした機能を有さない事業者も存在します。また、需要家の中には、調達している電力のコスト構造を意識せず、「専門家」である小売電気事業者に示された料金メニューの内容を正確に把握しないまま契約する事業者も存在しています。DGPが具備しているAI予測機能は、変動性の高い太陽光のような再エネの発電量予測を容易にすることで発電家の業務負担を軽減させます。また、DGP上で実現される多様な発電家との直接取引により、需要家は自らが調達する多様な電源コストを正確に把握することが可能になります。同時に、電源のポートフォリオを組み合わせることにより、燃料価格等で変動する電力価格の高騰リスクを回避することが可能になります。DGPを通じて、必ずしも「専門家」ではない取引参加者同士の取引を拡大させることは、日本全体の電力市場の質向上や複雑な電力取引の民主化に貢献するものと考えています。

#### (b) DGPの特長

DGPの主な特長は、電力取引に必要な機能を備え、自由な電力調達を可能にするシステムを提供している点にあります。利用者は、初期費用、専門知識、小売電気事業者のライセンスを必要とせずに、発電家や需要家と直接電力取引を開始・継続することが可能になります。通常、電力取引には、顧客管理・需給管理・料金計算・精算業務等を行うためのシステムや日本卸電力取引所(JEPX)に参加するための小売電気事業者ライセンスが必要になります。なかでも、需給管理は電力取引の枢要となる機能です。

JEPX(Japan Electric Power Exchange): 日本で唯一電気の売買ができる取引所で、2003年に設立されました。

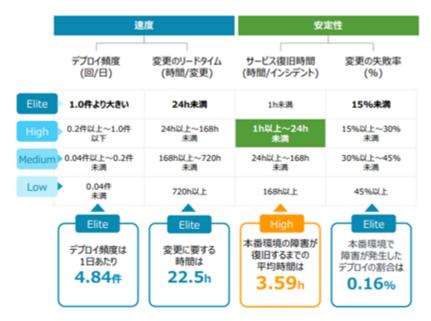
電力の需給管理とは、電力の需要と供給が「同時同量」となるよう管理をすることです。一般的に電力は貯蔵できないことから、発電量(供給)と消費量(需要)を、常に同じ量(同時同量)にコントロールする必要があり、需給バランスが大きく崩れると、大規模な停電が発生するおそれがあります。このため、365日を30分単位で発電事業者は発電計画を、小売電気事業者は需要計画を作成し、電力広域的運営推進機関(以降、「OCCTO」)へ提出することが求められています。電力の過不足が生じた場合は、計画との差分を送配電事業者と精算する必要があり、中小規模の発電事業者・小売電気事業者にとって負担になっています。また、太陽光や風力など再生可能エネルギーの供給量は、天候などさまざまな条件によって変動するため、それによって需要に対して供給が不足、または過多となることがないように調整する必要もあります。こうした課題に対し、DGPでは、人工知能技術の研究開発を手掛ける東京大学と共同開発したAIモデルを活用したアルゴリズム、複雑な需給管理の全自動化とそれをサポートするマーケットの知見により市場競争力のある価格でサービスを提供している点が特長です。



このほかの特長として、需要家は、DGPを利用することで電力を調達する先の発電家を自ら選択する(特定する)ことができるようになっております。また当社グループでは契約管理や請求をはじめとした電力取引に

必要となる一連の送電業務その他の手続きを代行しており、利用者の負荷軽減を実現しております(特許取得済:第6782479号)。

DGPのシステムは、原則として当社で内製しており、顧客ニーズや規制変更にも柔軟に対応することが可能です。システムエンジニアのパフォーマンスを測るDevOps Research and Assessment (DORA) に設定された 4 つの主要指標のうち、デプロイ頻度・変更のリードタイム・変更の失敗率の 3 つで最高ランクである「エリートレベル」を達成し、速度・安定性の開発力についてトップクラスの評価を得ております(評価期間: 2022年 8 月 ~ 2024年 7 月 )。

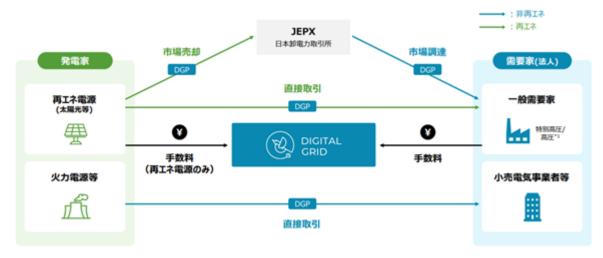


DGPの運営にあたり、当社グループは市場変動リスクを負わず、発電家と需要家の取引量に応じた手数料が当社グループの売上として計上されます。発電家やJEPXへの電源費用、送配電事業者への託送料金、、00CTOへの再エネ賦課金は、当社グループを経由してすべて需要家が負担する仕組みとなっております。また当社グループはDGPを活用し、JEPX等への支払いを需要家に代わって行っています。

DORAは、Google Cloud が支援する研究組織であり、開発担当者と運用担当者が連携して協力する開発手法である「DevOps」(「開発(Development)」と「運用(Operations)」を組み合わせた造語)のパフォーマンスを評価し、改善するための研究とベンチマークを提供しています。DORAは、DevOpsのベストプラクティスとパフォーマンスを調査するための大規模な研究を行っており、年間レポート「State of DevOps Report」として発表され、業界全体のトレンドやベンチマークを提供しています。このレポートは、DevOpsの導入と改善を目指す多くの企業にとって重要な参考資料となっています。

託送料金は、電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として一般送配電事業者が設定するものです。

なお、セグメント上、DGPの利用によって生じる電力売買のうち、再エネ以外の電源の取引にかかるプラットフォーム手数料は「電力PF事業」へ、再エネ電源の取引にかかるプラットフォーム手数料は「再エネPF事業」へ、それぞれ属すると定義づけており、電力PF事業と再エネPF事業の事業領域は下図のとおりであります。各事業セグメントの事業内容については、「(2) 電力PF事業」及び「(3) 再エネPF事業」にて記載しております。



#### (2) 電力PF事業

DGPで取引される電力のうち、当事業の対象は再エネ以外の電源となります。需要家は、自社の電力使用量、予算、リスク許容度などに応じて、最適な調達方法を組み合わせることが可能です。例えばJEPXの一日前市場(スポット市場)は、主要な電源調達手段の一つとして位置づけられます。JEPXのスポット市場では、1日を30分単位で区切った48コマの商品として電力が取引され、コマごとに価格が変動します。一般的な傾向として、夏季・冬季の需要期には価格が上昇しやすく、春季・秋季の端境期には価格が低下しやすい特徴があります。また、1日の価格変動においては、日中に太陽光発電の出力が増加すると価格が低下し、太陽光発電の出力が減少し始める夕刻には電力需要が増加することから、価格が上昇しやすい傾向にあります。さらに、自社の化石燃料発電設備の余剰電力を有効活用したい発電事業者や、化石燃料発電由来の電力を仕入れ・販売するエネルギー企業及び商社も、電源調達の選択肢の一つとなります。化石燃料による発電は出力を人為的に調整できる特性を有するため、一般的に取引単位としては、1日を通じて一定量を固定価格で供給する「ベースロード」、及び日中時間帯に固定価格で供給する「ミドル」の2種類に大別されます。需要家は、「電力コストの抑制」や「電気料金の固定化」といった目的に応じて、これらの調達手段を組み合わせることで、最適な電源ポートフォリオを構築することが可能です。

当事業における当社グループの競争優位性は、割安な手数料、契約形態の柔軟性、及びコスト構造の開示(透明性の高い説明品質)にあると考えております。

割安な手数料について、従来の小売電気事業者は多くの人員を必要とする高コスト体質であった一方で、当社グループは、自社開発のAIモデルを中心とした電力取引に必要なシステムを開発、運用しており、人件費や管理費を抑えながら、多様な利用者による大量の取引に対応できる体制を整えています。当社グループシステムとあわせ、新規引合から契約締結までの流れは定型化されていることや、大手企業を含むパートナーとのアライアンスを通じた顧客紹介等により、顧客獲得コストも抑えることができております。当事業の特性上、需要家の電力調達にかかるコストは当社グループの手数料を除き、原価で需要家が負担する仕組みとなっています。とくに、小売電気事業者の設定する一般的な基本料金には託送料金に加え、電源待機費用等の費用が加えられていますが、DGPでは、小売電気事業者の基本料金に相当する部分が送配電事業者へ支払う託送料金のみとなっているため、需要家は相対的に安価に調達することが可能になります。なお、DGP利用に伴う手数料は需要家からのみ受領しております。

契約形態の柔軟性について、旧一般電気事業者や新電力と呼ばれる小売電気事業者は、仕入れの制約があったために販売メニューが硬直的であった一方で、当社グループは仕入れの制約がなく、需要家が化石電源の発電家と契約するタイミング、期間、量を需要家自身で決定することが可能となります。例えば、全量を市場から変動価格で調達していた需要家が、市場価格の上昇を避けるために、期中に化石電源の発電家から一定量を固定単価で調達をすることで、価格変動を抑制したり、予算計画の達成を優先する場合に、最初から化石電源の発電家と一定量を固定単価で契約締結することで、見通しを立てやすくなったりというように、各需要家の立場に応じて需要家自身が仕入先を選択する柔軟な料金ポートフォリオの設計が可能です。このような自由な割合で調達ポートフォリオをDGPで組成することが可能で、個社ごとに特有のメニューを提供しております。取引形態別の実績として契約容量の79%はJEPXからのみ電力調達する顧客となります。(2025年7月実績)

コスト構造の開示(透明性の高い説明品質)について、DGPでは、需要家は手数料を除く電力調達コストを原価で負担しておりますが、その電力調達コストの内訳として電力使用量、複雑な制度に係る各種請求が詳らかに開示されます。

このような競争優位性を有するDGPの開発に関して、当社のエンジニアは、エンジニア自身が電力制度、電力市場に知見を蓄積しております。また、新規プロダクトの開発段階から参加している当社の株主や取引先の存在

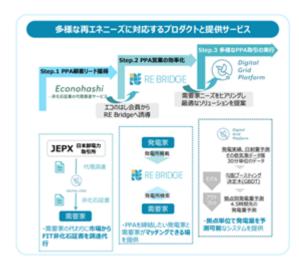
により、ステークホルダーを巻き込んだアジャイルな開発体制が実現されております。こうした開発体制により、頻繁で複雑な電力制度の変更にも対応可能となっております。

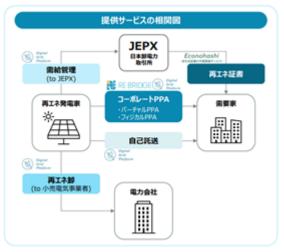
電源待機費用は電力の安定供給を確保するために、発電所が電力需要のピーク時に対応できるよう待機することに対して支払われる費用のことです。

#### (3) 再エネPF事業

再エネPF事業の対象は、DGPで取引される電力のうち、再エネ電源となります。再エネを取引する手法として、証書のみを取引する方法(環境価値取引)、需要家の敷地内に設置された再エネ設備を対象に電力購入契約を締結する手法(オンサイトPPA)、需要家の敷地外に設置された再エネ設備を対象に電力購入契約を締結する手法(フィジカルPPA、バーチャルPPA)、需要家の需要拠点と離れた自社拠点に設置された再エネ設備から自家消費する手法(自己託送)、小売電気事業者に再エネを届ける手法(再エネ卸)、市場に再エネを売電する手法(需給管理)があります。当社はオンサイトPPAを除く全ての再エネ取引手法に対応しており、取引の組成支援、及びDGPの需給管理機能を発電家に提供することで再エネ電力購入契約の履行を実行しています。

再エネPF事業の主な特長は、業種や規模を問わない広範な取引参加者とのネットワークと、新たな取引事例をつくる先進性です。これまで、FIT非化石証書の取引システムである「エコのはし」、再エネコーポレートPPAのマッチングプラットフォーム「RE Bridge」など、業界に先駆けてサービスをリリースして参りました。また、2022年4月にバーチャルPPAが解禁されるや否や、同年9月にはFIP制度を活用し、バーチャルPPAの価格変動性を抑え、決済方法を簡素化する手法を組み込んだ当社独自のバーチャルPPAである「GPA(Green Purchase Agreement、登録商標6664824号)」をリリースし、同月には初号案件の成約に至っております。また、旧一般電気事業者とはその供給エリア外において協力体制を構築しております。具体的には、エリア外で開発される太陽光発電設備の需給管理を受託しており、当該旧一般電気事業者に再エネ卸を行っております。このように当社グループは、制度変更にいち早く対応しビジネス化することで、国内の再エネ普及に貢献してきたと認識しております。





#### (a) RE Bridge (登録商標第6787953号)

RE BridgeはコーポレートPPAのマッチングに特化したプラットフォームです。コーポレートPPAにより売電先を確保したい発電家と、追加性のある再生可能エネルギーを長期で安定的に調達したい需要家をオークション形式でマッチングを行い、契約締結後に発電家に求められる需給管理業務等を当社グループが提供することで、案件の組成・発掘から実際のオペレーションまでワンストップでサポートすることができます。RE Bridgeには、発電家と需要家合わせて約150社(2025年7月末時点)の登録があり、2025年5~6月に実施したオークションでは計2,126MWの発電所の参加がありました。RE Bridgeでは登録料や利用料は受領しておらず、マッチング後のコーポレートPPAにおける需給管理を当社グループが受諾することで収益を確保するビジネスモデルとなります。

### (b) エコのはし(登録商標6722913号)

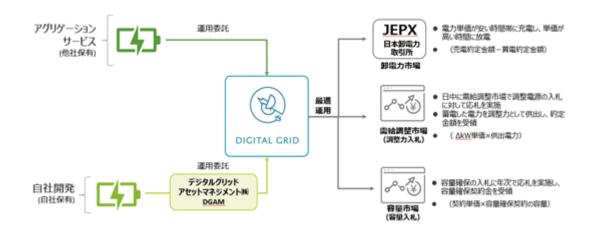
当社グループはFIT非化石証書の代理調達サービスを提供しております。FIT非化石証書とは、太陽光発電などの再生可能エネルギーで発電する際に、電気そのものに加えて発生する環境価値だけを切り離し、証書化したものであり、JEPXで年4回行われるオークションで入札し購入することが可能です。

FIT非化石証書を購入することで、自社が使用した化石燃料由来の電力を再工ネ由来の電力として置き換えることができるため、自社の電気契約の変更が不要で、着手しやすい再工ネ導入手段である点がメリットです。FIT非化石証書の購入にあたっては、JEPXの会員登録のための書類作成や入札業務、精算といった手続きが発生しますが、エコのはしでは、利用者はオンラインで会員登録を行い、購入希望内容を入力することで手続きが完了し、再工ネ価値取引市場への入札業務は当社グループが代行いたします。こうした一連の手続きに対し、当社グループは調達量に応じた手数料を受領しています。

# (4) その他

#### 調整力事業

電力ネットワークと直接連系する系統用蓄電池を想定対象として、独立型の定置用蓄電池を制御・運用する事業です。第1号案件は2024年12月より運用を開始しております。系統用蓄電池の収益機会は、主に卸電力市場、需給調整市場、容量市場の3つがあり、それぞれの市場における収益機会は次のとおりです。



当社グループは、これまで各種の実証事業等やDGPの商用化を通じて培ったノウハウを活用したシステム、さらに金融トレーディング・リスクマネジメント等の専門知識を有する人材の登用により、系統用蓄電池の保有者の運用を受託するアグリゲーションサービスを2024年12月から開始しており、系統用蓄電池の収益機会を通じて得られた収益の一部を当社の報酬として受領する予定です。

また、連結子会社であるデジタルグリッドアセットマネジメント株式会社を通じて系統用蓄電池の開発・保有・運用を実施する方針であり、今回の上場における資金使途の主たる目的となります。当事業の将来的な展望としては、需要家と発電家それぞれのDGP利用者に対する市場変動リスクの低減等へ繋げていきたいと考えています。

当社グループにおいて系統用蓄電池を保有する場合、主な資産として蓄電池・系統連系費用・土地等が資産計上される見込みです。また、主な売上高として上記の各電力各市場における売電収入が見込まれ、売上原価として託送費用・再工ネ賦課金・容量拠出金等、販売費及び一般管理費として保守費用・保険料・償却費・水道光熱費・関連する人件費等が想定されます。

### 脱炭素教育事業

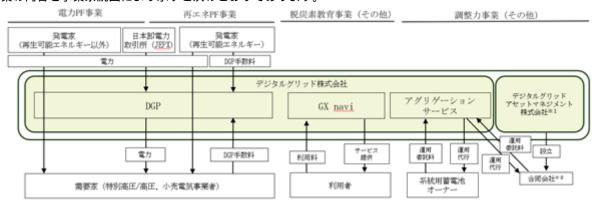
当社グループは、日本政府が掲げる2050年のカーボン・ニュートラル実現に向けた各企業の取組みに対して、 実務担当者の知識習得を支援するオンライン学習コンテンツGX navi (登録商標第6741588号、第6697124号)を 提供しております。GX navi はこれまで幅広い法人のお客様にご利用いただいておりますが、将来的な市場成長 や事業拡大の余地には一定の制約があると判断し、現在では事業規模を縮小させております。これに伴いGX navi は2026年7月にサービスの終了を予定しております。

#### その他

当社グループは、顧客企業の要請に応じて、J - クレジットや海外の環境価値証書等の取引を行うことがあります。これらはスポット取引であるため、当セグメントに位置付けております。

# [事業系統図]

# 事業の内容を事業系統図により示すと次のとおりであります。



- 1 連結子会社
- 2 パートナー企業との共同出資により設立した、蓄電池の所有・運用を目的とする会社

# 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) デジタルグリッドアセット マネジメント(株)	東京都港区	5,050	その他 調整力事業 (蓄電池の開発、保有	100	役員の兼任 あり 運転資金の
			及び運営)		融資

(注)連結子会社であるデジタルグリッドアセットマネジメント株式会社を2024年8月1日に設立しております。 また、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

# 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2025年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
電力PF事業	40 (1)
再工ネPF事業	8 (1)
その他	15 (1)
報告セグメント計	63 (3)
全社(共通)	16 (-)
合計	79 (3)

- (注) 1.従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
  - 2.全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (2)提出会社の状況

2025年7月31日現在

従業員数 ( 人 )	平均年齢 ( 歳 )	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
79 (3)	40.8	3.1	9,832

セグメントの名称	従業員数(人)
電力PF事業	40 (1)
再工ネPF事業	8 (1)
その他	15 (1)
報告セグメント計	63 (3)
全社(共通)	16 (-)
合計	79 (3)

- (注) 1.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
  - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
  - 3.全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
  - (3) 労働組合の状況

当社グループは、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異当社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

# 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「エネルギーの民主化を実現する」というミッションのもと、「エネルギー制約のない世界を次世代につなぐ」というビジョンを掲げています。従来の電力取引に存在するアナログかつ閉鎖的な取引構造をデジタルの力で刷新することにより、「電力取引の簡素化」と「電力価格の抑制」を実現し、多くの会社が自社のリスク許容度と脱炭素ポリシーに合った電力取引の選択肢を検討できる社会を創造することを目指しております。これらの取り組みを通じ、企業価値の最大化を図ることを経営方針としています。

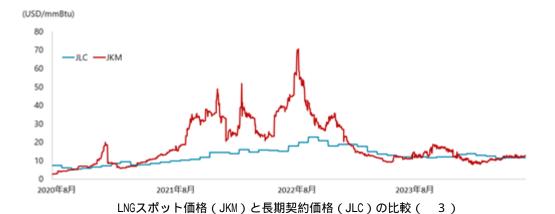
#### (2)経営環境

## 電力PF事業

現在の国内電力市場は、再生可能エネルギーの普及や化石燃料調達環境の変化によりJEPXの価格のボラティリティが高まっています。再生可能エネルギーは変動性電源であるため、需給を安定させるための調整力が必須であり、主に液化天然ガス(LNG)火力発電がその役割を担っております。これまで、燃料であるLNGの多くは中長期相対契約で調達されてきました。

2012年に導入されたFIT制度により太陽光発電をはじめとした変動電源が爆発的に増加した結果、出力が不安定な再生可能エネルギーの調整を行うためにも化石電源は重宝され、中長期的相対契約を締結している状況でした。しかし、化石電源の中でも特に調整力の高いLNGは、長期間の貯蔵ができないため取扱い難易度が高い特性があります。こうした状況の中、大手発電事業者は新型コロナウイルスの流行による一時的な電力需要の急減によりLNG関連損失を計上することとなり(1)、これを契機にLNG中長期相対期契約量を縮小しました。

LNG中長期契約量の減少に伴いLNGのスポット調達割合が増加し、火力発電コストはLNGスポット価格に大きな影響を受けるようになりました。JEPXにおける約定価格は売り主体である大手発電事業者の入札価格に大きな影響を受けますが、このようなLNG調達環境の変化を受け、大手発電事業者がJEPXへの入札価格を、LNGスポット価格を考慮した価格にて入札できるよう制度が見直されました(2)。この見直しにより、JEPXにおける約定価格はLNGスポット価格の影響を強く受けるようになりボラティリティが増大しました。

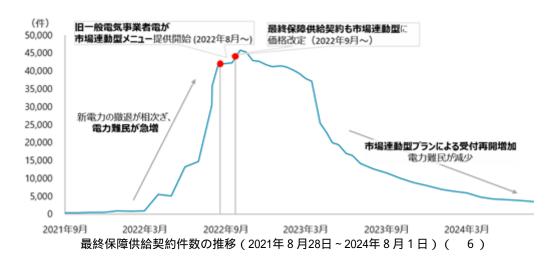


(円/kWh) JEPX市場がスポットLNG価格連動に コロナ禍で大手がLNG 90 関連損失を計上 80 JEPX市場が 70 会職 60 スポットLNG価格の高騰により JEPX市場が高騰 50 40 おおよそ~20円/kWhで推移 30 20 10 0 2014年4月 2016年4月 2018年4月 2020年4月 2022年4月 2024年4月

15/122

東京のJEPXエリアプライス推移(2014/4/1~2024/9/30)(

2022年、ウクライナ紛争が勃発した影響等を受けLNGスポット価格が高騰し、JEPXにおける約定価格も高騰しました。JEPXにおける約定価格の高騰は、発電事業者との長期相対契約を持たない小売電気事業者の仕入価格に直結します。やがて、固定単価の販売価格を仕入価格が上回り、逆ザヤ状態が慢性化していくと同時に、資本力のない新電力を始めとする中小の小売電気事業者は倒産や撤退を余儀なくされていきました。倒産や撤退をした小売電気事業者と契約していた需要家の多くは、大手電力会社である旧一般電気事業者との契約を試みましたが、同様の状況であった旧一般電気事業者も既に通常の供給契約の新規受付を停止していたため、セーフティネットである最終保障供給(5)契約を一般送配電事業者と締結せざるをえない需要家(電力難民)が続出しました。最終保障供給契約も当時固定単価であったため、一般送配電事業者は契約が増えれば増えるほど損失を被る逆ザヤ状態であったため、2022年9月より最終保障供給契約の料金が市場価格連動に変更され、最終保障供給契約の契約件数は、2022年10月には45,871件に達しましたが、これは前年同月比(445件)の約103倍の水準となりました。その後、LNGスポット価格の下落とともにJEPXにおける約定価格も落ち着きを見せ始め、新電力や旧一般電気事業者が市場連動プランなども一部導入しながら新規契約の受付を開始したこともあり、最終保障供給契約件数も低下しております。



以上のように、国内電力市場は国際的なLNG価格に対するエクスポージャーが増大し、電力小売会社が価格変動リ スクを取るという電力調達・供給モデルの維持が困難になっており、価格変動リスクは電気を使う需要家に転嫁され つつあります。このような市場環境の変化を受け、今後は需要家が自らのリスク許容度に合った電気を選ぶ時代に突 入し、当社グループの電力PF事業を推進する上で好影響を与えました。当事業の特性上、需要家が調達する電気は多 かれ少なかれJEPXからの調達を含みます。事前に化石電源の発電家から一定量を固定単価で調達することで価格変動 を抑えることは可能ですが、事前に発電家と取り決めた量と実際に使用した量との間に乖離が発生します。こうした 乖離については、当社グループのシステムが自動でJEPXから電気を調達または売却することで調整をしています。ま た、市況やリスク許容度によっては、あえて全量をJEPXからの調達とする需要家も見られます。小売電気事業者から 固定単価で購入することが一般的であった時代には、市場からの直接調達やそれに伴う価格変動に対する需要家の理 解が進みにくい状況にありました。しかし、環境変化に伴い電気代は市場に連動するという認識が進んだことで、需 要家の理解を得やすくなったことは当事業を大きく推進させる要因となりました。当社グループのDGP取扱電力量 は、JEPX高騰時に多くの電力難民への電力供給により大きく拡大しましたが、電力難民減少後も、電気代が市場に連 動する調達方式が浸透していたため、コスト優位性により順調に拡大しております。以上のように、JEPXが高騰した 状況においても、低位安定した状況においてもDGP取扱量は拡大( 7)しており、プラットフォームとして最適な 電力取引の「場」を提供しているDGPは、市場価格の高騰時・高騰後を問わず顧客数を拡大しております。なお、DGP 取扱電力量の月次平均解約率(8)は約2.9%となっております。



GMV(取扱電力量)及び契約容量の四半期推移(2023年8月~2025年7月)(7)

外部環境変化を背景に、電気代が市場に連動する調達方式を受容する顧客セグメントは今後も法人需要(高圧・特別高圧)の中で拡大する見通しです。国内の電力総需要は人口減少や省エネ機器の普及・性能向上などにより減少する要因があるものの、製造業における生産プロセスの電化、データセンターの普及などにより、2040年に電力総需要は9,000~11,000億kWhに達することが見込まれています。2025年7月期の当社における年間取扱電力量は約24億kWhであり、ダイナミックプライシング市場(12)の17%程度と推定しております。



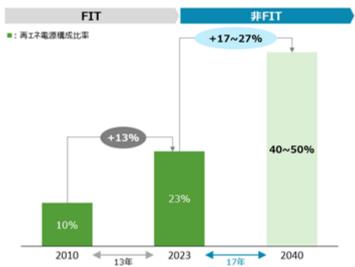
電力PF事業の市場規模(9、10、11、12)

- ( 1) 例えば、株式会社JERA 2020年度第2四半期連結決算にてLNG売却関連損を計上
- ( 2) 東北電力株式会社と株式会社JERAが2021年度11月下旬以降にJEPXへの供出価格をスポット調達等を考慮し た価格に変更すると発表
- (3) Bloombergデータより当社グループ作成。JLC:日本着LNG価格。長期契約価格に近い水準。JKM:LNGの北東アジア向けスポット価格指標
- ( 4) JEPX取引市場データより取得した東京エリアプライス(円/kWh)(2014年4月1日~2024年10月4日)
- (5) 小売電気事業者のいずれとも電気の需給契約についての交渉が成立しない高圧以上の需要家に対して、電 気最終保障供給約款に基づき旧一般電気事業者が電気を供給する契約
- ( 6) 電力・ガス取引監視等委員会公表資料 最終保障供給契約件数(2021年8月28日~2024年8月1日)
- ( 7) 当社グループ実績データに基づき作成(2023年8月~2025年7月)
- ( 8) 契約容量の解約率 = 当月の解約契約容量÷(前月の契約容量+当月新規契約容量)、2024年8月~2025年7月までを対象期間とした月次解約率の平均値
- ( 9) TAM、SAM及びSOMは、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し、電力調査統計 電力需要実績 2023年度 (資源エネルギー庁)」をもとに、 10、 11及び 12に記載の方法により当社が算出した推計値。統計 情報や第三者により作成されたデータの精度には限界があるほか、当社による一定の仮定、前提、試算に 基づいて算出された推計値であるため、実際の市場規模とは異なる可能性がある

- ( 10) SAM(2040年予想): 2040年の電力総需要のうち、特別高圧・高圧需要を法人需要として表記。2024年時点の電力総供給量のうち特別高圧・高圧電力が占める割合が64.5%であったことを踏まえ、2040年における電力総需要予測値に64.5%を乗じて算出
- ( 11) SOM(2040年予想): 2024年時点の特別高圧・高圧電力供給量のうち新電力が占める割合が17.4%であったことを踏まえ、2040年の特別高圧・高圧電力需要予測値に17.4%を乗じて算出
- ( 12) SOM:特別高圧・高圧需要のうち、新電力が市場連動メニューを提供する市場をダイナミックプライシング市場と表記。ダイナミックプライシング市場は電力の需要と供給に応じて価格が変動する市場のことで、電力を使う側は電気料金の節約、電力を供給する側は電力設備や事業の効率的運用が可能になり電力需給バランスの最適化の有効策として期待されている。ダイナミックプライシング市場規模は、「電気とガスのかんたん比較 エネチェンジ(ENECHANGE株式会社)」に掲載されている市場連動メニューを提供している新電力の2023年度電力需給実績の特別高圧+高圧の数値を合計したもの

#### 再エネPF事業

2015年12月に開催された国連気候変動枠組み条約国会議(COP21)において採択された「パリ協定」を契機に、世界的に化石燃料依存からの脱却が加速し、再生可能エネルギーへの移行が推進されています。各国政府や企業においても、持続可能なエネルギー利用への意識が高まり、自社消費電力の再生可能エネルギー100%化(RE100)を目指す動きが急速に広がっています。日本国内においても、政府は第7次エネルギー基本計画において、2040年までに再生可能エネルギーの導入比率を40~50%に引き上げるという方針を掲げており(1)、この目標達成に向けた各種政策が展開されています。これにより、脱炭素化は一時的なトレンドではなく、長期的かつ不可逆的なメガトレンドとして確立されつつあります。



2023年までの再生可能エネルギー拡大実績と2040年までの目標(1)

2010年には10%程度だった再生可能エネルギーの電源構成比率は、2012年に始まった固定価格買取制度(FIT制度)(2)の導入により、2022年までに23%まで拡大しました。FIT制度は再生可能エネルギーの普及に大きく寄与し、特に太陽光発電の導入拡大を後押ししました。しかし、FIT制度による新規認定は2022年以降、順次終了することが決定されており、今後の再生可能エネルギー比率拡大には新たな枠組みの構築が不可欠となっております。政府は、2040年までに再生可能エネルギー比率をさらに17%~27%拡大するという目標を掲げていますが、その達成にはFIT制度に依存しない非FIT(3)電源の普及が鍵を握ります。これにより、事業者が市場競争の中で再生可能エネルギーを活用し、経済合理性を持った形で普及を進めることが求められています。

非FIT電源とは、固定価格買取制度に頼らず、事業者が自由市場において取引する再生可能エネルギー電源を指します。近年、企業の自主的な脱炭素化の動きが進む中、非FIT電源を活用したPPA(電力購入契約)の導入や、トラッキング付き非化石証書を活用したグリーン電力の調達など、多様な調達手法が拡充されています。

これまで、太陽光発電の普及を大きく促進してきたFIT制度は、国民負担の増大を背景に順次終了し、FIP制度(4)への移行が進んでいます。FIT制度下では、再生可能エネルギーの発電家は国が保証する固定価格で電力を売電する仕組みが整備されていましたが、FIP制度では市場価格にプレミアムを加算する形で売電が行われるため、再生可能エネルギーの発電家は自ら販路を開拓し、電力市場の変動を考慮した取引戦略を構築する必要に迫られています(5)。



FITとFIPの違い( 5)

このように、再生可能エネルギーは政府の補助に依存せず、市場において自立的に運用することが求められていま す。この市場環境の変化は、当社グループが展開する再エネPF事業にとって追い風となっております。当社グループ は非化石証書の代理調達サービス「エコのはし」、再エネコーポレートPPAのマッチングプラットフォーム「RE Bridge」、及び契約締結後の再エネ発電設備の需給管理を提供する「DGP」を通じ、多様な再生可能エネルギーの取 引サービスを展開しています。市場環境の変化に伴い、再生可能エネルギーの発電家による長期的かつ安定的な販路 の確保、非FIT市場への移行に伴う再生可能エネルギーの需給管理、RE100対応が迫られている需要家の再生可能エネ ルギー調達、と言ったニーズを的確に捉えたサービスにより、当社グループの再生可能エネルギー取扱量は順調に増 加(6)しており、2025年7月時点で約281㎞に到達しています。契約期間は20年間程度の長期契約が中心であ り、今後もストックとして積み上がっていく見通しです。



最後に、非FIT電源の契約形態として、再エネPPA市場が出現し、脱炭素の潮流を背景に2040年にかけて急拡大する 見通しです。2025年7月期の再生可能エネルギーも取扱電力量は約2.5億kWhであり、市場の約16.7%を占有している と推定しております。



再エネPF事業市場規模(7、8、9、10、11)

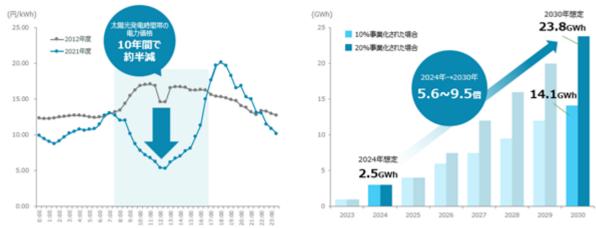
- ( 1) 資源エネルギー庁 第7次エネルギー基本計画(2024年12月17日)
- (2) 再生可能エネルギーを政府が定めた一定の価格(調達価格)で、一定の期間にわたって固定買取価格で買い取ることを義務付けた制度。2012年7月に開始
- ( 3) FIT認定を受けていない電源、FIT認定期間が終了した電源、FIP認定電源を総称して非FIT電源としている
- (4) Feed-in Premiumの略称で、FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギーの発電家がJEPXなどで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム(補助額)を上乗せすることで再生可能エネルギー導入を促進する制度。2022年4月に開始
- (5) 日本総研「FIP導入1年半が経過して~FIP転換の現状と展望~」、資源エネルギー庁「なっとく!再生可能エネルギー」(2024年1月4日)を参考に当社グループ作成
- (6) 当社グループ実績データに基づき作成
- ( 7) TAM、SAM及びSOMは、 8、 9、 10及び 11に記載の方法により当社が算出した推計値。統計情報や第 三者により作成されたデータの精度には限界があるほか、当社による一定の仮定、前提、試算に基づいて 算出された推計値であるため、実際の市場規模とは異なる可能性がある
- ( 8) TAM(2040年予想): 2040年度の発電電力量1.1~1.2兆kWhのうち、再生可能エネルギーの電源構成比率4~5 割程度を乗じた発電電力量をTAMと想定(資源エネルギー庁「第7次エネルギー基本計画」)
- ( 9) SAM(2040年予想): 2024年時点の電力総供給量のうち、特別高圧・高圧電力が占める割合が64.5%であった ことを踏まえ、2040年における再生可能エネルギーの総供給予測値に64.5%を乗じて算出(電力調査統計 電力需要実績 2023年度)
- ( 10) SOM(2040年予想):2021年のRE100加盟企業の自然エネルギー電力調達方法の内、コーポレートPPAが占める 割合である35%であったことを踏まえ、2040年における法人需要家への再生可能エネルギーの供給量予想値 に35%を乗じて算出(自然エネルギー財団「コーポレートPPA実践ガイドブック 2023年版」)
- ( 11) SOM:国内のオフサイトPPA事例の総計1,145MWを設備利用率15%でkWh換算(自然エネルギー財団「コーポレートPPA: 日本の最新動向 2024年版、2025年版」)

# その他

# ・調整力事業

調整力とは、電力系統の安定性を保つために電力需要と電力供給のバランスを調整することを指します。再生可能エネルギーの導入が今後も増加することが見込まれておりますが、その課題として、再生可能エネルギーは天候等によって発電量が左右されるため、人為的に発電量をコントロールすることが難しい点が挙げられます。その結果、意図的に発電停止指示をする「出力制御」が2018年に九州で発生し始め、2023年には東京エリアを除く全国に拡大しました。そのため、再生可能エネルギー移行に伴う調整電源のニーズは拡大しております。

過去10年の推移においても太陽光の発電する日中価格はJEPXにおける約定価格が下落(図1)しており、再生可能 エネルギー導入拡大を背景として、需給調整力の一つである蓄電池へのニーズが増加していく見込み(図2)です。



(左:図1) JEPXにおける約定価格に関する単位時間(24時間を30分ごとに区切った48コマ)ごとの年間算術平均の比較より当社グループ作成

(右: 図2) 経済産業省「GX実現に向けた投資促進策を具体化する分野別投資戦略 参考資料(蓄電池)」2023年12 月22日より当社グループ作成

# ・脱炭素教育事業

内閣府が2022年6月に実施した調査(1)によると、脱炭素化に向けた取組みの課題として、約4割の企業が「必要なノウハウや人員が不足している」、約3割が「投資・運営コスト増への対応が困難である」と回答しています。当社グループはこうした課題を踏まえ、学習コンテンツ「GX navi」の作成に着手いたしました。試作段階において取引先企業へのヒアリングやアンケートを実施した結果、既存の学習媒体に対し「情報の網羅性、一覧性、鮮度」のいずれかに不満を感じている企業が多いことが明らかになりました。そこで、GX naviでは、理論から実践的な知識までを一元化し、実務担当者が必要とする情報を網羅的かつ最新の状態で学習できる仕組みを提供しております。なお脱炭素教育事業の事業規模を縮小させており、GX naviは2026年7月にサービスの終了を予定しております。

(1) 内閣府「我が国企業の脱炭素化に向けた取組状況」(2022年6月)

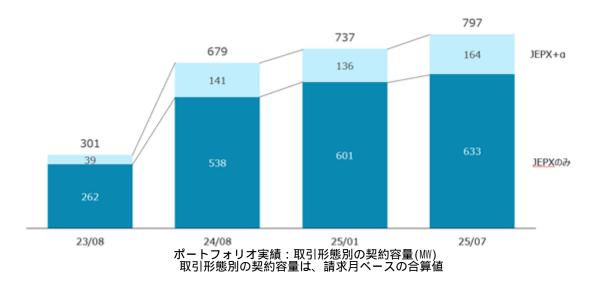
#### (3)経営戦略

当社グループは上述の経営環境を踏まえ、電力需要家が自ら電源調達ポートフォリオを選択することを可能にする「電力PF事業」、企業の再生可能エネルギー調達を支援し、非FIT制度下で発電者に求められる需給管理を提供する「再エネPF事業」、変動性電源増加に伴い求められる調整力を提供する調整力事業を含む「その他」の3つのセグメントで事業を展開しております。各セグメントにおける主要な戦略は以下の通りです。

#### 電力PF事業

電力PF事業として展開するDGPでは、需要家が主体的に電源調達ポートフォリオを選択できる環境を提供し、自由な電力取引ネットワークを形成しています。従来、需要家は限られた選択肢しかありませんでしたが、当プラットフォームは高いカスタマイズ性を実現しており、これが当事業の独自性と強みとなっています。また、新規顧客の獲得において、当社グループ人員による営業に加えて、代理店を活用した販路拡大も積極的に進めており、効率的に営業を展開しております。

当社グループは、需要家に対して調達オプションを提示し営業活動を行っております。調達オプションには、JEPX から100%の電力を調達する手法、JEPXと価格固定電源からの調達を組み合わせる手法、JEPXと再生可能エネルギー電源からの調達を組み合わせる手法、及び市場、価格固定電源、再生可能エネルギー電源からの調達を組み合わせる手法があります。なお、それぞれの電源からの調達割合は自由に選択することが可能です。安価な市場価格を享受したい需要家は市場調達100%を選択し、市場価格高騰に備えたい需要家は価格固定電源からの調達を組み合わせることで調達価格を一部固定することを選択し、また、再生可能エネルギー導入が必要な需要家は再生可能エネルギー電源からの調達を組み合わせることを選択します。このように、個々の需要家によって最適な調達手法は異なるため、当社グループによるサービスを通じて、需要家に対して最適な電源調達オプションを提示し、DGPのシステムが様々な取引形態を可能としています。



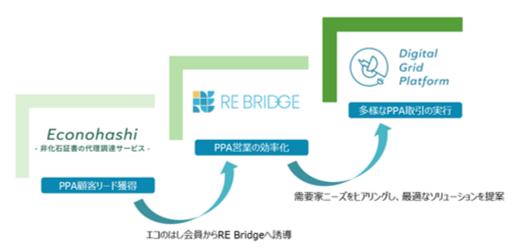
DGPは、従来、電力会社が手作業で行っていた業務をAIを活用したシステムにより自動化し、オペレーションの効率化による価格競争力と、個々の需要家に合わせた電力取引が可能な柔軟性を実現しております。この基盤を活かし、当事業の成長戦略として、顧客基盤の拡大と市場調達 + の柔軟性のある取引形態を訴求し、売上の拡大に加え、顧客満足度のさらなる向上を目指してまいります。

顧客基盤の拡大においては、当社グループとの直接契約に加え、代理店との連携については、商談機会の拡大及び契約件数の増加を図ってまいります。具体的には、代理店と共通の営業ツールの活用、オンボーディングの標準化及び教育・支援体制の強化による早期戦力化及び代理店のスコアリング制度導入による新陳代謝の促進等の打ち手により、代理店との連携を、積極的かつ効率的な運用とする方針です。

市場調達+ について、現状、当社グループの契約容量の7割以上を占める取引形態は、市場からの100%調達となります。しかし、電力市場のボラティリティが高まりつつある状況において、潜在的な価格へッジニーズは大きいと見ております。そのような中、当社グループは、プロダクトの深化を継続し、顧客満足度を向上させ継続率を高めてまいります。具体的には、マーケットレポートを活用したコスト削減効果の可視化による経済的メリットの訴求や、卸取引の自動約定等の実装によるユーザーエクスペリエンスの向上、卸の調達先多様化による選択肢の拡充により、DGP上におけるヘッジ取引を拡大させていく方針です。また、直販営業を強化し、需要家の電力調達と伴走者となることを目指します。直販営業体制は非再エネ、再エネといったプロダクト単位ではなく、顧客ごとに営業担当を配置する顧客専任性へ移行し、電力・再エネ調達方針策定から取引実行、アフターサービスまで、一気通貫したサービスを提供し、大口需要家の獲得、及び継続率の向上による顧客生涯価値の拡大を行ってまいります。

#### 再エネPF事業

再エネPF事業では、今後需要が高まると予測される分野への積極的な取り組みを推進して参ります。その一環として、再エネ証書の代理調達サービス「エコのはし」と「DGP」を利用した再生可能エネルギー取引の間をシームレスに接続する「RE Bridge」を新たにサービス開始しました。当社の各プロダクトの役割と位置付けとして、「エコのはし」はPPAに関心を持つ需要家のリード獲得を目的とし、まずは非化石証書を活用した環境価値取引を提供します。「RE Bridge」はPPA契約のマッチングを推進し、営業プロセスの効率化を図ります。また、「DGP」はPPA契約締結後の需給管理を提供し、多様な再生可能エネルギー取引の実行を図ります。これらのプロダクトを通じて、「エコのはし」 「RE Bridge」 「DGP」へと、需要家を段階的に誘導する仕組み( 1)を構築し、再生可能エネルギー取引をよりスムーズかつ効率的に進めることを目指しています。今後も、このようなカスタマージャーニーの支援、及びDGPの再生可能エネルギーのプロダクトの開発・改善を継続し、需要家が再生可能エネルギー導入をより容易に進められる環境を整備してまいります。



( 1) 再エネ顧客のカスタマージャーニー

また、非FIT/FIP電源の増加を見据え、旧一般電気事業者向けの再生可能エネルギー電力卸取引を拡大するため、競争力のある優良な発電事業者や発電設備の案件獲得を進め、顧客ニーズが高まると見込まれる環境価値の固定化や短期PPAに対応するため、これらの需要に応えられる発電家の発掘も進めてまいります。

当社グループは、引き続き市場環境の変化に柔軟に対応し、持続可能なエネルギー社会の実現に向けた再生可能 エネルギー取引の拡大を推進してまいります。

#### その他

#### ・調整力事業

調整力事業では、市況に合わせて当社グループの競争優位の源泉であるアルゴリズムを改良し続けます。また、蓄電池運用に関する投資及びアグリゲーターとしての実績を積み上げるため、蓄電池メーカーとの取引を拡大し、各市場の効率的な運用を目指してまいります。さらに、供給力や調整力にかかわらず全ての電力を同時に約定させる仕組みの市場(同時市場)の創設が検討されている中で、こうした制度変更を迅速にサービス開発に反映させるよう努めます。

# ・脱炭素教育事業

前述の通り事業規模を縮小させており、GX naviは2026年7月にサービスの終了を予定しております。

以上のように、電力PF事業の拡大を維持しつつ、再エネPF事業の強化に伴うメニューの多様化、更にはプラットフォームの独自性を高める調整力事業などの新規事業の開始等により、追随を許さないメガプラットフォーマーを目指します。

#### (4)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な事業拡大及び利益成長の観点から、財務関連指標としては成長率や利益率、取扱電力量などを重視しておりますが、重要な経営指標の目標達成状況を計るためのKPI(Key Performance Indicators)として以下を設定しております。

売上高及び売上高成長率 営業利益及び営業利益率

について、売上高は、会社がどれだけ商品やサービスを売り上げたかを示す指標であり、売上高成長率(1)は、その売上がどれだけ増加したかを示す重要な指標です。電力PF事業を中心とする売上高の拡大によって、更に会社が成長し、より多くのお客様への価値提供が可能と考えています。売上高は毎期成長を遂げており、前年比売上高成長率は2023年7月期は39%、2024年7月期は107%であります。

について、営業利益の拡大が当社グループ事業の持続可能性をモニタリングする上で適していると考えています。また営業利益の絶対額だけでなく売上に対して不用意なコスト増とならないかを判断するため、営業利益率(2)も注視しています。2022年7月期の黒字化後、2023年7月期に営業利益率は25%、2024年7月期には44%を達成しております。

今後も引き続き電力PF事業を中心としたDGP関連の事業に取り組み、自由な電力取引ネットワークを拡大させていくことで、売上高、営業利益などの上昇を目指してまいります。

指標	2022年7月期	2023年7月期	2024年7月期	2025年7月期
売上高(百万円)	1,210	1,691	3,515	6,153
売上高成長率(%)( 1、3)	-	39	107	75
営業利益(百万円)	24	438	1,547	2,742
営業利益率(%)(2)	2	25	44	44

- ( 1)「(当期売上高÷前期売上高-1)×100」により算定しております。
- ( 2)「営業利益÷売上高×100」により算出しております。
- (3)2022年7月期の売上高成長率は、2021年7月期の事業年度が決算期変更により2021年4月1日から2021年7月31日までの4ヶ月間となっているため、記載しておりません。
- (4)2025年7月期より連結決算に移行しておりますが、参考として、2024年7月期以前は単体業績を記載しております。また、2025年7月期の売上高成長率は、2024年7月期の単体売上高をもとに算出しております。

なお、DGPの手数料売上高及び主要なKPIの四半期推移は下表の通りです。DGPによるシステム対応のため、契約容量・拠点数の急激な伸びにも対応が可能な体制を構築しております。今後も卸調達、中規模需要家(高圧500kW以上)の獲得、新規パートナーの開拓を継続する方針です。

#### ・2023年7月期

(単位:百万円)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	355	440	505	390
DGP手数料売上高( 1)	58	216	249	333
DGP手数料売上高除く売上高 ( 2)	296	223	255	56
営業利益	114	165	163	4(3)

# ・2024年7月期

(単位:百万円)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	646	765	852	1,251
DGP手数料売上高( 1)	474	591	700	1,052
DGP手数料売上高除く売上高 ( 2)	172	173	152	198
営業利益	303	388	393	461

# ・2025年7月期

(単位:百万円)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	1,687	1,620	1,482	1,362
DGP手数料売上高( 1)	1,224	1,199	1,165	1,203
DGP手数料売上高除く売上高 ( 2)	463	421	317	159
営業利益	973	736	663	368

- (1)売上高からDGP手数料売上高のみを抽出した数値
- ( 2)一般送配電事業者との精算額、Jクレジット販売、FIT非化石証書仲介手数料などが含まれる数値
- (3) 営業損失は決算賞与支給による一過性のものや研究開発費、排出係数調整費が主な要因
- (4)2024年7月期以前は単体業績、2025年7月期は連結業績を記載
- ・2023年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV (取扱電力量:GWh)	51	127	153	204
需要家	50	123	148	200
再工ネ発電家	1	4	5	4
契約容量(MW)( 1)	68	188	331	298
需要家	67	176	318	279
再エネ発電家	1	11	13	18
契約拠点数(数)(2)	256	974	956	1,592
需要拠点数	247	946	923	1,515
再エネ発電拠点数	9	28	33	77

### ・2024年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV (取扱電力量:GWh)	271	319	364	542
需要家	264	309	338	502
再エネ発電家	7	10	27	40
契約容量(MW)( 1)	384	504	621	799
需要家	354	437	510	656
再エネ発電家	30	67	110	142
契約拠点数(数)(2)	2,116	2,832	3,778	4,262
需要拠点数	1,946	2,508	3,222	3,578
再エネ発電拠点数	170	324	556	684

# ・2025年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV (取扱電力量:GWh)	640	628	656	753
需要家	600	585	584	655
再エネ発電家	40	43	72	98
契約容量(MW)( 1)	824	939	1,018	1,034
需要家	663	724	769	754
再エネ発電家	161	215	249	281
契約拠点数(数)( 2)	4,399	4,675	4,764	4,901
需要拠点数	3,515	3,570	3,430	3,456
再エネ発電拠点数	884	1,105	1,334	1,445

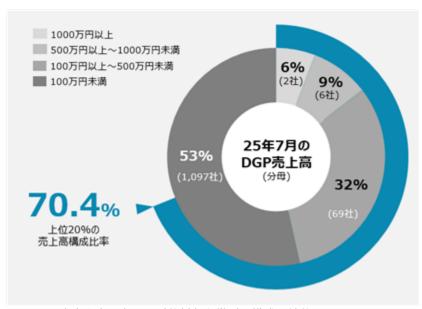
- (1)契約容量は託送月による合算値
- (2)当社グループと契約関係のない低圧の需要拠点を除く
- (3)2024年7月期以前は単体業績、2025年7月期は連結業績を記載

#### (5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

「(3)経営戦略」を実行していくうえで、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は次のとおりです。

#### 長期安定的な顧客基盤の構築

DGPの機能や価格の優位性を活かし、引き続き新規顧客獲得に邁進してまいります。現在、当社の売上高は特定の業界・企業に依存することなく分散しており、急激な売上変動が緩和される構成となっていると認識しております。



月次売上高に占める手数料収入帯別の構成(社数、n=1,174)

一方で電力PF事業における電力契約は単年契約が基本となっており、多くの契約企業が1年に一度の頻度で契約を見直しています。これは当社グループにとっての解約リスクであり、継続率を向上させることが事業の重要な課題となっています。この課題に対して、当社グループは化石電源との相対契約による固定価格調達や、再エネPF事業において推進しているコーポレートPPAなどの長期契約を増やし、プラットフォーム上での取引選択肢を豊かにすることで継続率の向上を図ります。これにより、ストック型のビジネスモデルへと移行し、安定した収益基盤を構築していく必要があると考えております。

#### 発電・需要予測精度の向上

DGPには、発電家と需要家の双方が存在し、電力系統を介して電力の供給及び調達が行われています。この取引の過程において、当社グループは電力系統の運用者に対して系統の想定使用容量である計画値を提出する必要があります。しかし、計画値と実際の使用量である実績値の差分であるインバランスは、当社グループと系統運用者との間でペナルティ性のある単価で精算されるため、インバランスリスクが主要な事業上のリスクとなっています。当社グループは、AIが実装されたシステムを活用し、発電拠点及び需要拠点ごとに発電量と需要量の予測を行っており、この予測に基づき計画値を提出しておりますが、インバランスリスクを低減するためには、需要予測及び発電予測の精度向上が課題です。当社グループはこれまでに年間通算でのインバランスの損失を回避し、顧客負担を軽減しておりますが、今後も予測技術の進化や新技術の積極的な活用、データ解析の精度向上を追求するとともに、極めて流動的な法制度・顧客ニーズに迅速に対応することで、さらなるリスク低減と業務効率化に努めてまいります。

#### 優秀な人材の確保・教育と社内管理体制の強化

当社グループは、事業の特性上、優秀な人材の業務遂行能力が収益に大きく影響することを認識しております。電力業界特有の要件や規制に精通した人材、複雑なドメイン知識を持つインハウスエンジニア、金融のトップファーム出身者などの人材が在籍しており、一般送配電事業との電力精算額等の業務でAIを生かした需給予測や予測結果に対する金融スキルを生かした調整を実現できております。その他にも様々な業界に精通した専門家がバランスよく採用・定着できていることも強みであると当社グループは認識しております。

そのため、競合他社との人材獲得競争の激化、コアメンバーの予期しない退職、採用と教育の遅れなどが、安定した業績の確保に障害となる可能性があると考えています。これに対応するため、当社グループはパフォーマンス評価に基づく賞与及びストックオプション等のインセンティブ制度を導入し、独自の教育研修体制を整備することにより、従業員の早期戦力化とスキルアップに努めております。また、人材の拡充と同時に企業規模に応じた社内管理体制の強化を行っていく方針です。業務マニュアル等の整備やコーポレート・ガバナンスの向上、予実管理の精緻化についても取り組みを加速していく必要があると考えております。

### 財務健全性の最適化

当社グループの電力PF事業の取引において、電力の一部をJEPXから調達しており、調達した電力の支払いは取引日の2営業日までに発生します。一方で需要家への債権の回収サイトは1か月以上であるため資金繰りに大きな影響を及ぼします。そのため、当社グループの財務上の重要な課題として、財務健全性の最適化が挙げられます。財務健全性とは流動資産科目(現金及び預金+売掛金+立替金+未収入金) 流動負債科目(買掛金+(短長)借入金+未払金)で算出しており、運転資本の効率性を評価する重要な指標です。

財務健全性の最適化のため、当社グループが需給管理を行う再生可能エネルギーの発電所数を増やす取り組みやヘッジ取引の拡大など、JEPXにおける調達量を相対的に減らす施策を行ってまいります。

# 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

# (1) ガバナンス

当社グループはサステナビリティ関連の機会及びリスクを、事業を取り巻く様々なリスクの1つと見なしております。サステナビリティ活動をけん引する会議体として、代表取締役社長CEOを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、リスク・コンプライアンス管理の全社的推進及びリスク・コンプライアンス管理に必要な情報を共有しております。委員会を中心としたサステナビリティ活動の状況は、社内に周知するとともに、審議内容を委員会開催翌月の取締役会に報告しております。

当社グループは役員のうち、社外役員が44%(4名/9名)を占めており、外部から適切に牽制が効き、多様な観点から当社グループのリスクを識別する体制をとっております。

#### (2)人的資本に関する戦略並びに指標及び目標

当社グループでは「エネルギー制約のない世界を次世代につなぐ」ことをビジョンとして掲げ、2023年にミッション・ビジョン・バリュー(MVV)を定義し、継続的な企業価値向上をめざし企業文化の変革に取り組んでおります。企業文化の変革に向けて、「待ちの姿勢ではなく自律的に挑戦するカルチャー醸成」を目指すため、「ミッション・ビジョン・バリュー(MVV)の浸透」「人財採用」「人財の育成」に関する施策を経営、人事、各部門一体で進めております。

#### ミッション・ビジョン・バリュー (MVV) の浸透

当社グループの人的資本経営は創業の精神を発展成長させたバリュー「エッジに立とう」「遠くへ、ともに」「青春をあきらめない」がキーワードとなっています。このバリューをはじめとするMVVについて社内で話し合う機会を設けるなどの社内浸透活動を進めてきました。MVVに対する理解を深めることが社風や組織文化においても非常に重要であると考えています。

#### 人財採用

当社グループでは、人財が重要な経営資源であり、優秀な人財の獲得が企業価値向上に不可欠であることから、 積極的な人財採用を行う方針です。採用活動では、採用プロセスを透明かつ公正に行い、経営理念を丁寧に伝え、 当社グループの経営理念に共感した人財採用を目指しております。

#### 人財の育成

当社グループは電力業界に属しており、前例のないユニークなビジネスモデル、専門性の高いソリューションの 提供を行っています。そのため、更なる成長には、筋肉質な人財の育成が重要であると認識しております。

# 主な取り組み内容

### ・入社時研修

当社グループでは複数の事業セグメントの事業を提供しています。まずは会社全体を知ってもらうという趣旨で、全部門の責任者から事業紹介や業務内容を説明してもらう機会を設け、新入社員は参加いただきます。

#### ・1on1ミーティング

上司と部下で定期的にコミュニケーションするための取組です。リモート環境がメインである当社グループは、 定期的なコミュニケーションの場を設けることで、生産性の高い働き方を意識合わせし、組織成果の最大化を図り ます。

#### ・バリュー評価制度の制定

年に1回の評価面談においては目標の進捗や貢献度・成果などについて確認しています。評価結果は、評価理由 とともに本人へフィードバックすることで、次への成長につなげ、働きやすい環境整備に努めております。

また、人的資本に関する指標(人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標等)につきましては、施策を実施するなかで計測はしておりますが当グループがモニタリングしていく指標について現在検討中であり、決定した段階で目標と共に速やかに公表してまいります。

# (3) リスク管理

EDINET提出書類 デジタルグリッド株式会社(E40505)

有価証券報告書

当社グループでは、全社的なリスク管理体制として、リスク・コンプライアンス委員会を設置すると共に、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、その適正な運用を行っております。事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク・コンプライアンス委員会に対してその報告を行い、必要に応じてその対策について協議を行う体制となっており、また必要に応じて、弁護士、税理士等の外部専門家等から助言を受ける体制を構築しており、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。

### 3【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載します。また、必ずしも 事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資 家に対する情報開示の観点から積極的に開示します。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上 で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事 項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

#### (1)事業環境に関するリスクについて

電力市況について(影響度:大、発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし)

電力の市場価格は、LNGをはじめとする燃料価格の高騰の影響を大きく受け、価格変化が激しい状況が続いています。加えて、電力の需要期である夏季及び冬季においては、市場価格が高騰するリスクは高くなります。

当社グループの電力PF事業では、一部の顧客に対して完全市場連動型プランを提供しておりますが、完全市場連動型プランの場合、需要家は電力の調達に際し市場価格の影響を直接受けます。このため燃料価格の高騰や、予想し得ない事象等が発生することにより電力価格が高騰した場合は、解約リスクが高まり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、解約リスクを低減させる取り組みとして、固定価格(再生可能エネルギーを含む)と変動価格を組み合わせた様々なハイブリッドメニューの提供を行っております。

制度変更リスクについて(影響度:大、発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループが事業展開する電力事業においては、東日本大震災を契機として、FIT制度の創設、電力小売の全面 自由化や送配電事業の法的分離の実施、内外無差別性の確保等、大規模な改革が政府主導で行われてきました。そう した電力制度改革を更に推進すべく、2020年に電気事業法及び再工ネ特措法の改正案が第201回通常国会で可決され、電力データの活用促進や分散型電源の推進に向けたアグリゲーター事業者の法的位置付けの整理、計量法規制の 合理化、市場価格連動型の再生可能エネルギーの買取制度(FIP制度)の導入等が制定されており、2024年度には容量市場開設に伴う容量拠出金制度が開始しました。

当社の事業は、上記のとおり制度変更が著しい環境に属しており、想定外の制度変更等がある場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

競争激化について(影響度:中、発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし)

他社との競合について当社グループは、DGPなどの電力プラットフォームサービスをはじめとする特色あるサービスの提供や機能の強化、再生可能エネルギーのサービスラインナップの充実、その他の新規事業等に継続的に取り組み、競争力の向上を図っております。また、当社グループはアジャイル手法による開発体制を維持継続して顧客ニーズに迅速に対応することに努めております。しかしながら、当社グループと同様にAIテクノロジー等を提供している企業や新規参入企業との競争激化による顧客の流出やコストの増加等により、当社グループの事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節変動について (影響度:小、発生可能性:高、発生可能性のある時期:短期)

当社グループの事業は、需要家の使用電力量の季節変動による影響を受けることから、夏季及び冬季の電力需要が高まる時期に売り上げが偏重する傾向があります。他方、冷夏暖冬といった異常気象により電力の需要が著しく低下した場合は、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について(影響度:大、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループの事業は、規制業種として、「電気事業法」特有の法的規制を受けており、また、事業運営においては、「個人情報保護法」、「景表法」及び「不正競争防止法」等の規制を受けております。当社グループは、法令等の改廃状況のチェック体制を構築し、関係する法令等の動向を注視する等、法的規制の遵守に努めております。

しかしながら、これら関係法令について、当社の想定外の改正や新たな制定等が生じた場合、当社グループの事業に制約が生じる又は対応のために多額の費用や時間を要する等の可能性があり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、将来において、当社グループがこれらの法令等に違反する行為を行った場合には、違反の意図の有無にかかわらず、行政機関から行政処分や行政指導等を受ける可能性があり、万が一、当社グループが取得している許認可等が取り消された場合は、当社グループの事業展開や社会的信用、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日(2025年10月30日)現在において、当該許可の取り消しとなる事由に該当する事実はありません。

知的財産について(影響度:大、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループは自社開発AIモデルやシステム・プログラムが事業上重要なものとなっています。当社グループが権利を保有することが重要であると判断するものについては、積極的に特許出願を行っていますが、情報漏洩の観点からこれを防ぐため、特許出願を行う必要がないと判断した項目については特許出願を行っていません。

現在、当社グループでは、定期的に弁理士とミーティングを行い、弁理士に調査を依頼するなど、製品開発において特許権の侵害等がないかチェックを行っております。しかしながら、見解の相違も含め、他社の特許権を侵害する可能性も含まれております。同様に、当社グループが保有する特許権について侵害される可能性もあります。

当社グループとしましては、第三者と知的財産権に関する問題が発生した場合、第三者の弁護士及び弁理士と対応を協議していく方針ですが、案件によっては解決に時間と費用を要し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

なお、本書提出日(2025年10月30日)現在において、知的財産権に関する問題は発生しておりません。

一般送配電事業者との電力精算に係る損益について(影響度:大、発生可能性:中、発生可能性のある時期:特 定時期なし)

当社グループが事業展開をしている電力PF事業及び再エネPF事業は、一般送配電事業者の送電ネットワークを介して電力を供給する際に一般送配電事業者の定める託送供給約款等に基づき、需要・発電想定量と実際の需要・発電量をそれぞれ30分毎に一致させる義務(計画値同時同量制度)を負っております。事前に計画した需要・発電量と実際の需要・発電量の差分は、インバランス(料金)として一般送配電事業者との間で精算されます。

当社グループでは、自社システム及び需給バランスモニタリングチームによって、30分毎の需給バランスの最適化を図っておりますが、同時同量を達成できない場合において、余剰インバランス・不足インバランスが多額に生じる場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、会計処理方法及び影響額については、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項 (6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項」及び「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

#### (2) 事業内容及び提供サービスに関するリスクについて

サービスのライフサイクルについて(影響度:中、発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし) 当社グループの電力PF事業において、電力需給契約の契約期間は基本的に1年間となっていますが、契約締結後はユーザーの意思に従って契約の更新又は解約がなされます。当社グループとしてはユーザーにとって最適な電力調達の選択肢を提供すべく契約締結後もカスタマーサポートの提供や営業活動を通じた顧客ニーズの継続的な把握等を通じて、契約維持に努めております。

しかしながら、ユーザーが他の電力会社に切り替えた場合は手数料収入が減少するため、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク(影響度:大、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループが提供するDGPの運営は、主に自社開発した社内システムを利用しています。情報システムの要件漏れやプログラムバグの混入等により法令対応が適切に行われず、情報システムの不具合や停止が発生し、お客さま情報の不適切な取り扱いや電力市場への誤入札等の社会的信用の低下につながる事案の発生により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、不測の事態によってこれらのシステムのインシデントや情報漏洩が発生した場合、日常の業務運営に支障をきたす可能性があります。

対応策として、第三者による定期脆弱性診断や、更新時の脆弱性診断等の対応策を実施予定ではありますが、インシデントや情報漏洩の可能性を完全に回避することは困難であり、また想定した防御レベルを上回る技術によるサイバー攻撃等などにより、当該情報の破壊・改ざん・流出・社内システム停止等が引き起こされる可能性もあります。これらの事態が起きた場合には、事業継続リスク、レピュテーションリスク、顧客対応リスク等様々な事象に影響を与える可能性があり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

特定セグメントへの依存について(影響度:中、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループの収益は電力PF事業において顧客から収受する手数料が収益全体の約9割を占めております。今後も需要家のニーズをとらえて電力PF事業のセールス活動の拡大、認知度向上等を通じて当該サービスに係る収益は拡大していくものと考えておりますが、再エネPF事業における再エネ発電家の獲得の他、調整力事業への参入や脱炭素教育事業の開始など、エネルギーに関連する新たな新規事業の検討・サービス開始を継続する方針です。しかしながら、予期せぬ要因により、電力PF事業の収益構造に重大な変化が生じた場合には、当社グループの事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) コンプライアンス・法的規制等に関するリスクについて

法的規制について(影響度:大、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループが事業展開する電力業界においては、電力事業及びその関連事業を行う者に対し電気事業法が適用されます。当社グループは資源エネルギー庁に登録した小売電気事業者として一般ユーザーとの間で小売供給契約を締結しており、電気事業法及び同法施行規則で定められた義務や規制、並びに経済産業省が公表するガイドラインである「電力の小売営業に関する指針」を遵守して事業を行っています。

これら電力関連の法規制のみならず、RE100等の定める基準、その他のガイドラインの対応については、外部弁護士等の専門家の見解を踏まえて四半期毎のリスク・コンプライアンス委員会等において慎重に判断を行っていますが、新たな法令等の制定や、当社グループが想定しない形での既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

仲介契約について(影響度:中、発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループの電力PF事業の一部新規取引は、仲介契約(媒介契約及び紹介契約)を通じて行われていることから、当社グループは仲介事業者との良好な業務関係の構築・維持に努めてまいりました。その結果、仲介事業者の新規参画と、仲介事業者の営業体制強化が進んでおります。

他方、仲介事業者が著しく増加することで当社グループから仲介事業者への管理機能が低下し、仲介事業者を通じた新規取引先と紛争が発生するリスク、このほか、仲介事業者を通じた損害により発生する当社グループへのレピュテーションリスクなどによって、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 事業運営体制に関するリスクについて

人材の確保・育成について(影響度:小、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループでは、事業の持続的な成長を支える優秀な人材を確保することが事業運営上重要であると考えています。そのため、事業部ごとに必要人材要件をマッピングし、積極的な優秀な人材の採用や、教育研修体制を整備することにより、従業員の早期戦力化とスキルアップに努めております。

しかし、競合他社との人材獲得競争の激化、コアメンバーの予期しない退職、雇用情勢の変化等により、計画のとおりに人材が確保できない場合には、事業運営や開発計画に支障をきたし、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて(影響度:小、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループは小規模組織であり、ガバナンス体制や内部管理体制は当社グループの組織規模に応じたものとなっています。これらの体制については組織規模に関わらず高い水準を構築・維持することが重要であるとの考えのもと、当社グループは、コーポレートガバナンス・コードを念頭に置いた内部管理体制の構築を図っています。

具体的には、各専門分野における豊富な経験を有した人材を採用するとともに、各種のコンプライアンス研修等社内教育による人材育成を進めることで、事業規模の拡大や多様化に合わせ、内部管理体制を充実・強化していく方針であります。しかし、社内管理体制の構築が想定通り進まない場合や人的資源の流出が生じた場合には、内部管理体制やコーポレート・ガバナンス体制に支障が生じ、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について(影響度:小、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社の代表取締役社長CEOである豊田祐介は、エネルギー業界に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、遂行において重要な役割を果たしております。当社グループでは、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

# (5) その他のリスクについて

大規模な自然災害等について(影響度:大、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループは、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害が想定を大きく上回る規模で発生した場合、当社グループ又は当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

資金繰りに関するリスクについて(影響度:中、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

電力PF事業の特徴として、キャッシュ・コンバージョン・サイクルが長くなる傾向にあります。電力を日本卸電力取引所(JEPX)から調達した場合、電力代金の支払いが取引日の2営業日までに立替金の形で発生します。当該立替金は請求日に需要家へ請求しますが、請求の事実をもって立替金から未収入金へ振替を行います。日々の調達電力代金は調達電力量にJEPX市場単価を乗じた金額になるため、需要家の増加に伴う取扱電力量の増加や、市況の変化に伴う電力単価の増加等に伴って、立替金相当額や未収入金額は増加する傾向にあります。なお、JEPXへ電力代金を支払い、需要家から回収するまでの期間は最大2ヵ月程度にわたります。

また、需要家が電力を使用することによって発生する需要家が負担する費用(送配電事業者への託送料金、OCCTOへの再工ネ賦課金等)は、当社が各社への支払いを需要家に代わって行います。そのため、需要家が負担する費用相当額は当社の債務として、未払金計上されるとともに、需要家に対する未収入金も同額が計上されます。以上の理由により、当社の事業上貸借対照表上の立替金・未収入金・未払金相当額が多額に計上される傾向にあります。

そのため、不測の事態により卸電力市場の電力価格が高騰等した場合、または借入による資金調達が適時に行われない場合等、資金繰りが適切に管理・運用されない場合、当社グループのキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

対応策として、経営企画部財務担当及びその管掌役員による定期的な資金残高のモニタリングや、複数の金融機関とコミットラインを締結することにより必要資金を迅速に調達できる体制を構築しております。

レピュテーションリスクについて(影響度:中、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし) 当社グループは、当社グループのブランドイメージや社会的信用を維持・向上させることが、既存のクライアント との関係強化や新しいクライアントを誘引することにおいて重要であると考えています。他方、マスコミ報道やソー シャルメディアの書き込み等において、当社グループに対する否定的な風評が発生し流布した場合等には、当社グ ループのブランドイメージや社会的信用が低下し、当社グループの事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性がありま す。当社グループでは、コーポレート部に広報担当者を配置しており、マスコミ等の外部メディアなどへの情報提供 に関しては必ずコーポレート部による確認を実施した上で公表しております。

訴訟リスクについて(影響度:大、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループは、コンプライアンス活動の推進により、法令違反、情報漏洩等を防止し、法改正等への適切な対応、契約行為が及ぼす法的効果の十分な検討を行うことで、訴訟に発展するリスクを排除するよう努めております。しかしながら、当社グループの役員及び従業員の法令違反等の有無にかかわらず、取引先、従業員その他第三者との予期せぬトラブルや訴訟等が発生する可能性があります。訴訟手続は、一般的に時間や費用がかかるものであり、勝敗如何によらず、経営上の混乱を招く可能性があります。さらに、訴訟の結果として当社グループにとって不利な判決が出された場合、当社グループは多額の損害賠償義務を負う可能性があります。また、相手方と和解に至った場合でも、和解の条件次第では、同様に当社グループにとって不利な条件を受忍せざるを得ない場合も考えられます。このように、第三者との係争は、当社グループの事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループでは、本書提出日現在、重大な訴訟を提起されている事実はありません。

新株予約権の行使による株式の希薄化について(影響度:中、発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループは、取締役、監査役及び執行役員、従業員並びに社外協力者に対するインセンティブ付与を目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は、1,456,690株であり、発行済株式総数6,457,300株の22.6%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があり、この株式価値の希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について(影響度:小、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

当社グループは株主への利益還元の重要性を認識しておりますが、現時点では成長過程にあると考え、競争力の確保と更なる成長の継続を経営上の最重要課題としております。また、内部留保の充実を図り、それを原資として中長期的な事業拡大のための投資に充当していくことが、将来的な株主への利益還元に繋がると考えております。以上の理由から、当社は創業以来配当を実施しておりません。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存でありますが、配当実施の可能性及びその時期等については現時点で未定であります。

資金調達の使途について(影響度:大、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

上場時の公募増資等により調達した資金は、蓄電池設備の取得資金に充当する予定です。しかしながら、想定通りに蓄電池設備を取得できない場合や、期待通りの投資効果が得られないことが判明した場合、現時点の資金使途以外の事項に資金を充当する可能性があります。そのような場合、目標とする企業価値の向上が想定通り達成できない可能性があります。また、適切に投資実行できた場合においても、蓄電所等の有形固定資産等を所有することになった場合や、SPCへ出資を実行することになった場合は、減損リスクが存在いたします。いずれの場合も、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクを踏まえ、当社グループを取り巻く外部環境や経営環境の変化については適時その動向を注視するとと もに、公募増資による資金調達の使途に変更が生じた場合には、適時適切に開示を行います。

新規事業に関するリスク(影響度:中、発生可能性:小、発生可能性のある時期:特定時期なし)

現在その他セグメントが赤字となっております。今後も当社グループは事業領域の拡張と持続的な成長を目指し、新規事業への取組みを実施する方針ですが、その内容によっては研究開発・設備投資・人材確保のための費用が発生する可能性があります。また、新規事業開始から安定的な収益を得るまでには一定の期間が必要であり、その期間は当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、開始した新規事業が市場環境や予期せぬ技術革新等によって計画通りに推移しなかった場合、当社グループの業績及び財務状況に重要な影響を与える可能性があります。

# 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1)経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社グループは、2025年7月期より連結決算に移行したため、前年同期及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### 財政状態の状況

### (資産)

当連結会計年度末における流動資産は16,532,406千円となりました。その主な内訳は、現金及び預金が4,648,319千円、未収入金が9,766,052千円であります。また、固定資産は1,285,161千円となりました。その主な内訳は、投資その他の資産の預託金903,416千円であります。

### (負債)

当連結会計年度末における流動負債は8,540,928千円となりました。その主な内訳は、短期借入金が260,000千円、未払金が5,400,338千円、買掛金が575,059千円、未払法人税等が810,029千円、1年内返済予定の長期借入金が353,560千円であります。また、固定負債は999,400千円となりました。その内訳は、長期借入金であります。

### (純資産)

当連結会計年度末における純資産は8,277,240千円となりました。その内訳は、資本金が1,139,500千円、資本剰余金が3,683,191千円、利益剰余金が3,454,548千円であります。

#### 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に個人消費や設備投資が増加し、緩やかな回復基調で推移しております。一方で、円安の進行や原材料価格の高止まりにより企業収益や家計への影響が続き、先行きについては依然として不透明感が残りました。また、欧米諸国における高い金利水準の継続をはじめ、中国経済の先行き懸念、インフレ傾向の継続、中東情勢の不安定化など、依然として景気を下押しする不透明要因が残っております。

当社グループが属するエネルギー業界においては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化などに伴う資源価格高騰の影響を受け、電力会社の財務状況は依然として厳しい状況にあります。他方、電気料金の改定や卸電力市場価格の落ち着きにより、一部では需要家獲得に前向きな動きも見られ、業界全体としては緩やかな改善の兆しも現れつつあります。また、政府のグリーントランスフォーメーション(GX)政策を背景に再生可能エネルギーの導入が引き続き進展し、企業における脱炭素経営や再エネ調達ニーズが一層高まりました。

このような経営環境の下、当社グループは、Mission「エネルギーの民主化を実現する」、Vision「エネルギー制約のない世界を次世代につなぐ」を掲げ、持続可能な社会の実現に向けて各事業を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,153,606千円、営業利益は2,742,720千円、経常利益は2,614,109千円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,870,044千円となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

#### (I)電力PF事業

電力PF事業におきましては、デジタルグリッドプラットフォーム (DGP) における再工ネ以外の電源の取引を対象としています。当連結会計年度において当社グループは、事業拡大を見据え、パートナー連携の拡大、カスタマーサクセス施策の強化による顧客生涯価値の向上、ビジネスメディアへの積極的な露出など、成長に向けた施策を着実に実行してまいりました。以上の結果、電力PF事業の売上高は5,420,486千円、セグメント利益は3,529,801千円となりました。

#### (II) 再エネPF事業

再エネPF事業におきましては、DGPにおける再エネ電源の取引を対象としています。当連結会計年度においては、契約済案件の運転開始に向けたフォローに加え、RE Bridge (コーポレートPPAマッチングプラットフォーム)を活用したバーチャルPPAを始めとするオフサイトPPAの営業活動の強化や、エコのはし(FIT非化石証書代理調達サービス)を通じた仲介取扱量の拡大に取り組みました。RE Bridgeは登録発電家数が100社を突破し、発電所の登録設備容量も2GWを超えるに至りました。また、エコのはしにおいても仲介取扱量が累計20億kWhを突破するなど、両サービスともに着実な成長を実現しております。以上の結果、再エネPF事業の売上高は448,973千円、セグメント利益は120,431千円となりました。

#### (111) その他事業

その他事業におきましては、当連結会計年度において調整力事業に関するアグリゲーションサービスの運用を開始したことに加え、系統用蓄電池の自社保有向けのパイプラインも着実に増加に至りました。またJクレジット販売等の取り組みも継続的に推進しました。この結果、その他事業の売上高は284,146千円、セグメント損失は245,731千円となりました。

### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の期末残高は4,648,319千円であります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は321,238千円であります。これは主に税金等調整前当期純利益2,570,434千円、未払金の増加額2,067,562千円等の増加要因があった一方、未収入金の増加額4,753,873千円、売上債権の増加額563,234千円、預託金の増加額300,000千円、法人税等の支払額150,177千円等の減少要因があったことによるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は181,313千円であります。これは主に有形固定資産の取得による支出93,782千円、投資有価証券の取得による支出50,600千円等の減少要因があったことによるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は528,693千円であります。これは主に株式の発行による収入2,179,001千円、長期借入れによる収入1,100,000千円等の増加要因があった一方、短期借入金の減少額2,668,541千円による減少要因があったことによるものであります。

# 生産、受注及び販売の実績

# a . 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

#### b . 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

#### c . 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

h t 12 1 0 27 h	当連結会計年度 (自 2024年8月1日		
セグメントの名称	至 2025年 7 月31日) 		
電力PF事業	5,420,486	-	
再エネ阡事業	448,973		
その他	284,146		
合計	6,153,606	-	

- (注)1.セグメント間の取引については該当ありません。
  - 2.総販売実績に対する販売実績の割合が100分の10以上の相手先が存在しないため、主な相手先の販売実績等の記載は省略しております。
- (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、当社グループは、2025年7月期より連結決算に移行したため、前年同期及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

## 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。経営者は、これらの見積を行うにあたり、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表を作成するにあたって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

# a.財政状態の分析

(立替金・未収入金・未払金)

電力PF事業の特徴として、電力をJEPXから調達した場合、電力代金の支払いが取引日の2営業日までに立替金の形で発生します。当該立替金は請求日に需要家へ請求しますが、請求の事実をもって立替金から未収入金へ振替を行います。日々の調達電力代金は調達電力量にJEPX市場単価を乗じた金額になるため、需要家の増加に伴う取扱電力量の増加や、市況の変化に伴う電力単価の増加等に伴って、立替金相当額や未収入金額は増加する傾向にあります。なお、JEPXへ電力代金を支払い、需要家から回収するまでの期間は最大2ヵ月程度にわたります。

また、需要家が電力を使用することによって発生する需要家が負担する費用(送配電事業者への託送料金、00000の再工ネ賦課金等)は、当社グループが各社への支払いを需要家に代わって行います。そのため、需要家が負担する費用相当額は当社の債務として、未払金計上されるとともに、需要家に対する未収入金も同額が計上されます。なお、支払期日や回収期日の違いによって、貸借対照表日時点で必ずしも債権債務が同額にはなりません。

以上の理由により、当社グループの事業上貸借対照表上の立替金・未収入金・未払金相当額が多額に計上される傾向にあります。なお、当社グループは流動資産科目(現金及び預金+売掛金+立替金+未収入金) 流動負債科目(買掛金+(短長)借入金+未払金)を財務健全性の指標として管理しております。

#### b.経営成績の分析

#### (売上高)

売上高は6,153,606千円となりました。これは主に、DGP手数料売上によるものであります。

#### (売上原価、売上総利益)

売上原価は1,573,223千円となりました。これは主に、代理店報酬費用によるものです。この結果、売上総利益は4,580,383千円となりました。

#### (販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は1,837,663千円となりました。これは主に、給与や賞与といった人件費計上などが 挙げられます。この結果、営業利益は2,742,720千円となりました。

#### (営業外損益、経常利益)

営業外収益は11,913千円となりました。これは主に解約違約金によるものであります。また営業外費用は、140,524千円となりました。これは主に、借入金に係る支払利息、上場関連費用などが挙げられます。この結果、経常利益は2,614,109千円となりました。

#### (特別損益、当期純利益)

特別利益は160千円となりました。特別損失は43,834千円となりました。これは投資有価証券の評価損によるものであります。税金等調整前当期純利益は2,570,434千円となりました。また、法人税等700,390千円により、親会社株主に帰属する当期純利益は1,870,044千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、電力の調達資金、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。電力の調達資金については、JEPXへの支払いが取引日の2営業日までに発生し、当該資金を需要家から回収するまでに最大2ヵ月程度の期間を要するため、キャッシュ・フローに直接的な影響を及ぼします。運転資金に必要な資金は自己資金、金融機関からの借入等で資金調達していくことを基本方針としております。また、電力の市場価格の高騰等、不足の事態に備え複数の金融機関とコミットメントラインを締結しております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて柔軟に検討を行う予定であります。

なお、キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの 状況」に記載のとおりであります。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因について

### (一般送配電事業者との電力精算が発生した場合の損益について)

一般送配電事業者との電力精算が発生し当該損益が多額に発生する場合、当社グループの経営成績に重要な影響を与えることがあります。詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項 (6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項」に記載しております。

自社システム及び需給バランスモニタリングチームによって、時間毎の需給バランスの最適化を図っておりますが、同時同量が達成し得ない場合、当社グループの経営成績に大きな影響を与えることがあります。

その他、経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2事業の状況 3事業等のリスク」に記載のとおりであります。

## 経営者の問題意識と今後の方針に関して

当社グループは、「エネルギーの民主化を実現する」をミッションに掲げ、事業を拡大してまいりました。当社グループがこの理念の下、長期的な競争力を維持し持続的な成長を図るためには、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最善の経営方針を立案していくことが必要であると認識しております。

#### 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、主な経営指標として 売上高及び売上高成長率 営業利益及び営業利益率を重視しております。

売上高については、会社がどれだけ商品やサービスを売り上げたかを示す指標であり、売上高成長率(1)は、その売上がどれだけ増加したかを示す重要な指標です。電力PF事業を中心とする売上高の拡大によって、更に会社が成長し、より多くのお客様への価値提供が可能と考えています。

営業利益については、営業利益の拡大が当社グループ事業の持続可能性をモニタリングする上で適していると考えています。また営業利益の絶対額だけでなく売上に対して不用意なコスト増とならないかを判断するため、営業利益率(2)も注視しています。2023年7月期に営業利益率は25%、2024年7月期には44%、2025年7月期には44%を達成しております。

直近3事業年度末時点の推移は以下のとおりであります。

指標	2023年7月期	2024年7月期	2025年7月期
売上高(百万円)	1,691	3,515	6,153
売上高成長率(%)( 1)	39	107	75
営業利益(百万円)	438	1,547	2,742
営業利益率(%)( 2)	25	44	44

- ( 1)「(当期売上高÷前期売上高-1)×100」により算出しております。
- ( 2)「営業利益÷売上高×100」により算出しております。
- (3)2025年7月期より連結決算に移行しておりますが、参考として、2024年7月期以前は単体業績を記載しております。また、2025年7月期の売上高成長率は、2024年7月期の単体売上高をもとに算出しております。

# 5【重要な契約等】

(コミットメント契約の締結)

当社は、事業の運転資金を確保すべく、各金融機関とコミットメント契約を締結しております。

# (1) コミットメント契約締結の目的

機動的な運転資金の調達手段を確保し、事業及び財務基盤の安定性向上を図るものであります。

# (2) コミットメント契約の概要

(と)コンフトバント天前の「帆女	
契約名称	コミットメント契約(シンジケーション型)
借入限度額	56億円
	2024年7月31日から2025年7月31日
契約期間	(1年ごとの延長オプション4回とし、2025年8月1日以降も同一内容で1年間
	更新されています。)
アレンジャー	株式会社みずほ銀行
参加金融機関	株式会社りそな銀行 株式会社大光銀行
	2024年7月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純
	資 産の部の金額を2023年7月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の
	部の金額の75%及び直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部
   財務制限条項	の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。但し、借入人が国内
别伤的战术境 	のいずれかの市場にて上場承認を得た場合であって、その後2期連続して連結決
	算を行った場合には、その2期目の決算以降は、各年度の決算期の末日における
	連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借
	対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

契約名称	コミットメント契約(相対)
借入限度額	25億円
	2024年7月31日から2025年7月31日
契約期間	(1年ごとの延長オプション4回とし、2025年8月1日以降も同一内容で1年間
	更新されています。)
契約締結先	株式会社三井住友銀行
	借主は、2024年7月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対
	照表の純資産の部の金額を、2023年7月期末日の単体の貸借対照表に記載される
	純資産の部の金額の75%又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載
   財務制限条項	される純資産の部の金額の75%の何れか高い方の金額以上に維持すること。但し、
划伤的收录填	借主が国内のいずれかの市場にて上場承認を得た場合であって、その後2期連続
	して連結決算を行った場合には、その2期目の決算以降は、各年度の決算期の末
	日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における
	連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

契約名称	コミットメント契約(相対)
借入限度額	20億円
	2024年7月31日から2025年7月31日
契約期間	(1年ごとの延長オプション4回とし、2025年8月1日以降も同一内容で1年間
	更新されています。)
契約締結先	株式会社商工組合中央金庫
	2024年7月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純
財務制限条項	資産の部の金額を2023年7月期決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産
	の部の金額の75%に維持すること。

### 6【研究開発活動】

当社グループは、安定した電力供給と競争力ある電気料金の実現を目指し、DGPに関する継続的な研究開発を経営上の重要課題と位置付けています。2020年の商用ローンチ以降、電力需給予測の高度化、再生可能エネルギーの最適調達、デマンドレスポンス技術の向上を実現するため、Software Engineerチームを中心とした専門部署を設置し、先端技術の導入と運用改善に取り組んでおります。さらに、AIを活用した需要予測モデルの開発や電力取引の効率化も推進することで、多様な顧客ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる体制を整備しております。

また当社グループでは、DGP基盤のさらなる高度化とサービス価値の向上を目指し、以下の課題に取り組んでおります。

- ・電力の発電・需要予測精度向上に向けた技術開発と、その成果の本番プロダクトへの迅速な反映
- ・多様な顧客要望に応じた再生可能エネルギー調達方法の研究・開発及び最適化
- ・需給管理システムの開発、並びにユーザビリティ向上を目的としたUI/UX改善
- ・LLM (大規模言語モデル)をはじめとする生成AI技術の活用による業務プロセスの効率化と、社内業務フローへの導入

なお、これまでの研究開発により、電力の発電及び需要予測において高精度化を実現し、本番プロダクトへの導入を完了しております。具体的には、AIを活用した負荷予測モデルを実運用へ組み込むことで、需給管理の効率化と電力調達コストの低減に貢献いたしました。また、LLM(大規模言語モデル)をはじめとする生成AI技術についても研究を進め、社内業務プロセスへの導入を実施することにより、業務効率の改善・生産性向上を達成するなど、具体的な成果を上げております。

当連結会計年度における研究開発費の総額は、100,767千円となっております。なお、セグメント別の内容は以下のとおりです。

#### (1)電力PF事業及び再エネPF事業

電力需要/発電予測システムの開発や環境価値取引システムの開発などに関する研究開発活動に取り組んでおります。

#### (2) その他

主に、調整力事業展開をしております。蓄電池運用に関する研究開発活動に取り組んでおります。

# 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資については、調整力事業の新規開発などを目的とした設備投資を実施しております。設備投資等の総額は129,422千円であります。主な内訳は、調整力事業の蓄電所開発にかかる投資115,847千円、各従業員のPC購入費用等13,575千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象としていないため、記載しておりません。

## 2【主要な設備の状況】

### (1) 提出会社

主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年7月31日現在

		帳簿価額				
事業所名 (所在地)	設備の内容	建物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
本社 (東京都港区)	事務所設備等	12,356	16,153	7,582	36,092	79 (3)

- (注)1.帳簿価額のうち、「その他」は機械及び装置、建設仮勘定及び無形固定資産であります。
  - 2.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。なお、従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
  - 3. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は26,942千円であります。

### (2)国内子会社

2025年 5 月31日現在

				帳簿価額		
会社名	セグメント の名称	設備の内容	土地 (千円) (面積㎡)	その他 ( 千円 )	合計 (千円)	従業員数 (人)
デジタルグリッドアセッ トマネジメント株式会社	その他	系統用蓄電池設備等 (中部電力管内)	1	36,942	36,942	-
デジタルグリッドアセッ トマネジメント株式会社	その他	系統用蓄電池設備等 (東京電力管内)	74,705 (6,100.00)	-	74,705	-

- (注) 1. デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社の決算日は5月31日であるため、2025年5月31日現在の帳簿 価額を記載しております。
  - 2.帳簿価額のうち、「その他」は主に借地権であります。

# 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、需要動向、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

# (1) 重要な設備の新設

会社名	セグメン		投資予定金額			着手及び完	了予定年月	完成後の
事業所名	トの名称	設備の内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手	完了	増加能力
デジタルグ リッドア セットマネ ジメント(株)	その他	系統用蓄電池 設備等 (中部電力管 内)	450	37	上場調達資 金、自己資金 及び借入金	2025.1	2026.7	(注) 2
デジタルグ リッドア セットマネ ジメント(株)	その他	系統用蓄電池 設備等 (東京電力管 内)	600	74	上場調達資 金、自己資金 及び借入金	2025.1	2029.7	(注) 2
デジタルグ リッドア セットマネ ジメント(株)	その他	系統用蓄電池 設備等 (日本国内・ 4施設程度)	1,800	-	上場調達資 金、自己資金 及び借入金	2025.1	2027.7	(注) 2

- (注) 1.上場調達資金は、2025年4月の東京証券取引所グロース市場への新規上場時に実施した、公募増資及び オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当による資金であります。
  - 2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

# (2) 重要な除却及び売却

重要な設備の除却及び売却の計画はありません。

# 第4【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,300,000
計	15,300,000

(注) 2025年9月11日開催の取締役会決議により、2025年10月31日付で株式分割に伴う定款の変更を行う予定であります。その結果、発行可能株式総数は76,500,000株増加し、91,800,000株となる予定であります。

# 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年10月30日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	6,457,300	6,457,300	東京証券取引所グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,457,300	6,457,300	-	-

(注) 2025年9月11日開催の取締役会決議により、2025年10月31日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行う予定であります。これにより、発行済株式総数は32,286,500株増加し、38,743,800株となる予定でおります。

# (2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

#### 第1回新株予約権

決議年月日	2018年10月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 5 当社顧問 1(注)6.
新株予約権の数(個)	2,660
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,600 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注) 2.
新株予約権の行使期間	2020年10月27日から 2028年10月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

既発行<br/>調整後<br/>行使価額既発行<br/>株式数<br/>・<br/>株式数<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、 当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式 数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。ま た、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市 場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員または従業員の場合、新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

権利行使期間の開始日あるいは当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

4.新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が、上記3. 及び に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができます。

5.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、元当社取締役2名、元当社使用人2名、当社使用人1名となっております。

#### 第2回新株予約権

かと口がは、これがは	
決議年月日	2020年 2 月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社使用人 11 社外協力者 4 (注)5.
新株予約権の数(個)	35,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 352,000 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	205 (注) 2.
新株予約権の行使期間	2022年3月1日から 2030年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 205
価格及び資本組入額(円)	資本組入額 103
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げます。

調整後 = 調整前 × <u>1</u> 行使価額 ・ 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後<br/>行使価額調整前<br/>行使価額\*無規発行株式数<br/>株式数<br/>・<br/>第集株式発行前の株価<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<b

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、 当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式 数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。ま た、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市 場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による

EDINET提出書類 デジタルグリッド株式会社(E40505)

有価証券報告書

退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

権利行使期間の開始日あるいは当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

# 4.新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が、上記3. 及び に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができます。

5. 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、元当社取締役1名、元当社監査役1名、元当社使用人1名、当社使用人11名、社外協力者2名となっております。

#### 第3回新株予約権

決議年月日	2020年 9 月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社使用人 16 社外協力者 1 (注)6.
新株予約権の数(個)	29,100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 291,000 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450 (注) 2.
新株予約権の行使期間	2022年10月 6 日から 2030年 9 月 5 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について 行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げます。

調整後 = 調整前 × <u>------</u> 行使価額 : 行使価額 · 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後<br/>行使価額調整前<br/>行使価額株式数<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、 当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式 数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。ま た、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市 場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による

有価証券報告書

退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)のいずれか一方が満たされているものとする。

### 4.新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が、上記3. 及び に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができます。

#### 5.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6.退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、元当社監査 役1名、元当社使用人1名、当社使用人14名、社外協力者1名となっております。

#### 第4回新株予約権

2020年 9 月25日
当社使用人 2 社外協力者 1 (注) 6 .
3,300
普通株式 33,000 (注)1.
450 (注) 2.
2023年4月1日から 2031年2月28日まで
発行価格 450 資本組入額 225
(注)3.
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
(注)5.

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について 行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

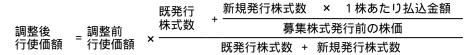
調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げます。

調整後 = 調整前 × <u>------</u> 行使価額 イナラ 行使価額 ・ 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。



ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、 当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式 数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。ま た、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市 場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

EDINET提出書類 デジタルグリッド株式会社(E40505) 有価証券報告書

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)のいずれか一方が満たされているものとする。

#### 4.新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が、上記3. 及び に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができます。

#### 5.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社使用人3名となっております。

## 第5回新株予約権

当社は、2024年12月27日開催の取締役会において、当社発行の第5回新株予約権(信託型新株予約権)の取得及び消却について決議し、同日付けで、全ての新株予約権について取得及び消却をいたしました。

### 第6回新株予約権

決議年月日	2021年11月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 26 社外協力者 2 (注) 6 .
新株予約権の数(個)	24,180
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 241,800 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700 (注) 2.
新株予約権の行使期間	2023年12月11日から 2031年11月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 700 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

 調整後
 =
 調整前
 ×
 1

 行使価額
 ×
 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

既発行<br/>調整後<br/>行使価額既発行<br/>株式数<br/>・<br/>株式数<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、 当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式 数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。ま た、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市 場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による

有価証券報告書

退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)のいずれか一方が満たされているものとする。

### 4.新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収(新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。)を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議(取締役会設置会社でない場合には取締役の決定)がなされた場合)、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

新株予約権者が、注3. に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

### 5.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6.本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社使用人25名、社外協力者2名となっております。

#### 第7回新株予約権

77 / EMIN 1 WITE	
決議年月日	2021年11月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 2 当社使用人 4
新株予約権の数(個)	4,550
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,500 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700 (注) 2.
新株予約権の行使期間	2024年 8 月17日から 2032年 7 月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 700 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げます。

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後<br/>行使価額調整前<br/>行使価額\*無無無無無大大大

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、 当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式 数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。ま た、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市 場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)のいずれか一方が満たされているものとする。

#### 4.新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収(新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。)を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議(取締役会設置会社でない場合には取締役の決定)がなされた場合)、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

新株予約権者が、注3. に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

#### 5.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

#### 第8回新株予約権

,	
決議年月日	2024年 1 月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 14 社外協力者 1 (注) 6 .
新株予約権の数(個)	18,182
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 181,820 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350 (注) 2.
新株予約権の行使期間	2026年 1 月31日から 2033年12月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350 資本組入額 675
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

 調整後
 =
 調整前 × 行使価額
 1

 行使価額
 対割・併合の比率

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

既発行<br/>調整後<br/>行使価額無務行<br/>株式数<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<br/>\*<b

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、 当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式 数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。ま た、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市 場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が親会社となる株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による

有価証券報告書

退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合) のいずれか一方が満たされているものとする。

### 4.新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたとき、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について当該親会社の株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議)がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収(新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。)を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議(取締役会設置会社でない場合には取締役の決定)がなされた場合)、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

新株予約権者が、注3. に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

#### 5.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6.本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社使用人13名、社外協力者1名となっております。

#### 第9回新株予約権

決議年月日	2025年 2 月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社使用人 51 社外協力者 2 (注) 6 .
新株予約権の数(個)	28,497
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 284,970 (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,100 (注)2.
新株予約権の行使期間	2027年 2 月13日から 2035年 2 月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 3,100
価格及び資本組入額(円)	資本組入額 1,550
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております

(注) 1 . 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は10株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。) または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

 調整後
 =
 調整前 × 行使価額
 1

 行使価額
 対割・併合の比率

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後<br/>行使価額調整前<br/>行使価額機式数<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、 当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式 数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。ま た、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市 場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が親会社となる株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による

有価証券報告書

退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合) のいずれか一方が満たされているものとする。

#### 4.新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたとき、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について当該親会社の株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議)がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収(新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。)を目的とする議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議(取締役会設置会社でない場合には取締役の決定)がなされた場合)、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

新株予約権者が、注3. に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

#### 5.組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6.本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社使用人49名、社外協力者2名となって おります。

### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

# 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
		普通株式 100,000				
		A 種優先株式				
		37,000				
2020年10月31日		B 種優先株式				
(注)1	-	16,000	551,495	50,000	73,287	1,271,782
( /		S種優先株式				
		249,997				
		S - 2 種優先株				
		式 95,000				
		普通株式 100,000				
		A 種優先株式				
		37,000				
	C 3 任信什	B 種優先株式				
2021年12月10日	S - 3 種優先	16,000	056 660	006 660	956 660	2 420 442
(注)2	株式 85,666	S 種優先株式	856,660	906,660	856,660	2,128,442
	05,000	249,997 S - 2種優先株				
		式 95,000				
		S - 3種優先株				
		式 85,666				
		普通株式 100,000				
		A 種優先株式				
		37,000				
		B 種優先株式				
	│ │ S-3種優先	16,000				
2021年12月24日	株式	S 種優先株式	50,000	956,660	50,000	2,178,442
(注)3	5,000	249,997		,	·	, ,
		S - 2 種優先株				
		式 95,000				
		S-3種優先株				
		式 90,666				
		普通株式 100,000				
		A 種優先株式				
		37,000				
		B種優先株式				
2022年 3 月31日		16,000				
(注) 4	-	S 種優先株式	906,660	50,000	415,247	2,593,690
(12)		249,997				
		S-2種優先株				
		式 95,000				
		S - 3 種優先株				
		式 90,666				

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高 ( 千円 )
2025年 1 月23日 (注) 5	普通 493,330 A種 37,000 B種 16,000 S種 249,997 S-2種 株式 95,000 S-3種 株式 90,666	普通株式 593,330	-	50,000	-	2,593,690
2025年2月12日	普通株式	普通株式	-	50,000	-	2,593,690
(注)6	5,339,970	5,933,300				
(注)7	250,000	6,183,300	519,800	569,800	519,800	3,113,490
2025年5月21日 (注)8	274,000	6,457,300	569,700	1,139,500	569,700	3,683,191

(注) 1. 当社は2020年9月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、2020年10月31日付で資本金を減少させ、資本準備金及びその他資本剰余金に振替えております。この結果、資本金が551,495千円減少(減資割合91.7%) し、資本準備金の額73,287千円が増加しております。また、振替えたその他資本剰余金478,208千円は欠損 てん補しております。

#### 2.有償第三者割当増資

割当先 ソニーグループ株式会社、株式会社東芝、東急不動産株式会社、三井化学株式会社、ダイヤモンド エレクトリックホールディングス株式会社、横河電機株式会社

発行価格 20,000円 資本組入額 10,000円

3.有償第三者割当増資

割当先 株式会社MOL PLUS 発行価格 20,000円 資本組入額 10,000円

- 4. 当社は2022年3月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2022年3月31日付で資本金を減少させ、資本 準備金及びその他資本剰余金に振替えております。この結果、資本金が906,660千円減少(減資割合94.8%) し、資本準備金が415,247千円増加しております。また、振替えたその他資本剰余金491,412千円は欠損て ん補しております。
- 5.当社は、2024年12月27日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の書面決議により、A種優先株式37,000株、B種優先株式16,000株、S種優先株式249,997株、S-2種優先株式95,000株及びS-3種優先株式90,666株のすべてにつき定款に定める取得条項に基づき2025年1月23日付で自己株式として取得し、対価として普通株式493,330株を交付しております。また、当社が取得した当該優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
- 6.株式分割(1:10)によるものであります。
- 7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 4,520円 引受価額 4,158.40円 資本組入額 2,079.20円 払込金総額 1,039,600千円

8. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 4,158.40円資本組入額 2,079.20円割当先 大和証券株式会社

# (5)【所有者別状況】

# 2025年7月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)							VV — + M# 14	
区分	政府及び地 全軸機関 金		金融商品取	金融商品取りその他の法の外国法人等		個しるの体	÷L	単元未満株 式の状況	
	方公共団体	金融機関	引業者	人	個人以外	個人	個人その他	計	(株)
株主数 (人)	-	3	23	87	24	6	2,412	2,555	-
所有株式数 (単元)	-	375	4,285	30,733	6,194	28	22,899	64,514	5,900
所有株式数の割 合(%)	-	0.58	6.64	47.64	9.60	0.04	35.50	100	-

# (6)【大株主の状況】

# 2025年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社東芝	東京都港区芝浦1-1-1	833,320	12.91
豊田祐介	東京都世田谷区	337,000	5.22
株式会社FD	愛知県刈谷市今川町花池3-1	333,430	5.16
WIL FUND ,L.P. (常任代理人 大和証券株式会社)	MAPLES CO SVC LTD. PO BOX 309 UGLANDHOUSE S-CHURCH ST.GEORGE TOWN, GRANDCAYMAN KY1-1104 CI (東京都千代田区丸の内1-9-1)	333,400	5.16
合同会社OTS	愛知県名古屋市中区千代田3-15-12	250,000	3.87
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	250,000	3.87
フーバー・インベストメント株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	233,330	3.61
近清拓馬	東京都北区	225,000	3.48
濱田英之	   千葉県千葉市中央区	219,200	3.39
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1-9-7)	190,500	2.95
計	-	3,205,180	49.64

<sup>(</sup>注)2025年4月22日付の臨時報告書(主要株主の異動)にてお知らせしましたとおり、前事業年度末において主要株主であったWIL FUND ,L.P.は2025年4月22日付で主要株主でなくなりました。

# (7)【議決権の状況】 【発行済株式】

# 2025年7月31日現在

区分	梯	式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)		-	ı	-
議決権制限株式(その他)		-	ı	-
完全議決権株式(自己株式等)		-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式	6,451,400	64,514	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ ります。単元株式数 は100株でありま す。
単元未満株式	普通株式	5,900	ı	-
発行済株式総数		6,457,300	ı	-
総株主の議決権		-	64,514	-

# 【自己株式等】

該当事項はありません。

# 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、S種優先株式、S-2種優先株式及びS-3 種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
	A種優先株式 37,000	
取締役会(2024年12月27日)での決議状況	B種優先株式 16,000 S種優先株式 249,997	-
(取得期間2025年1月23日)	S - 2種優先株式 95,000	
	S-3種優先株式 90,666	
当事業年度前における取得自己株式	-	-
	A 種優先株式 37,000	
	B 種優先株式 16,000	
当事業年度における取得自己株式	S 種優先株式 249,997	-
	S-2種優先株式 95,000	
	S-3種優先株式 90,666	
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

- (注) 当社は、2024年12月27日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の書面決議により、 A 種優先株 式37,000株、B種優先株式16,000株、S種優先株式249,997株、S-2種優先株式95,000株及びS-3種優先株式 90,666株のすべてにつき定款に定める取得条項に基づき2025年1月23日付で自己株式として取得し、対価として普 通株式493,330株を交付しております。また、当社が取得した当該優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきす べて消却しております。
  - (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業年度		当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-	
消却の処分を行った 取得自己株式	A 種優先株式 37,000 B 種優先株式 16,000 S 種優先株式 249,997 S - 2 種優先株式 95,000 S - 3 種優先株式 90,666	-	-	-	
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-	
その他(-)	-	-	-	-	
保有自己株式数	-	-	-	-	

(注)2024年12月27日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の書面決議により、2025年1月23日付で自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、S種優先株式、S-2種優先株式及びS-3種優先株式の全てを同日付で消却しております。

### 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、内部留保の充実が重要であると考え、設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、新サービスの開発や市場開拓、優秀な人材を確保するための資金等として有効に活用していく方針であります。

今後の剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りつつ、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、また、取締役会の決議により毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

# 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

# (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

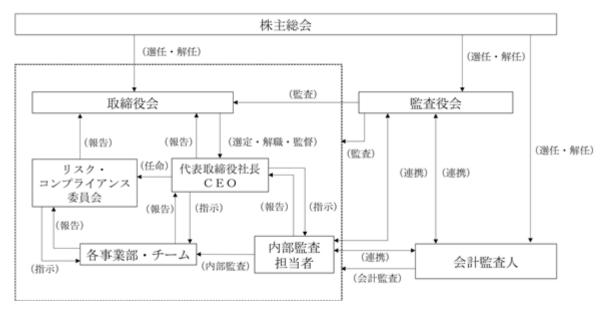
当社グループは、「エネルギーの民主化を実現する」というミッションのもと、「エネルギー制約のない世界を次世代につなぐ」というビジョンを掲げ、発電家と需要家が電力を直接売買できるシステムを備えたプラットフォームを提供しております。今後も持続的に企業価値を向上していくためには、コーポレート・ガバナンスの充実と強化による経営の透明性・公正性・迅速性の維持・向上が重要課題であると認識しております。

当社グループは、経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、企業価値の最大化を実現するため、経営の健全性・効率性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めるとともに、経営監視機能の充実と適切な情報開示による透明性の高い経営の確保に努めております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ 企業統治の体制の概要

当社は会社法上の機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、さらに外部の弁護士や弁理士等の外部専門家から適宜助言を受ける体制を構築しております。これらの各機関がそれぞれの機能を発揮し、相互に連携することによって経営の健全性、透明性の確保が可能となると判断し、こうした体制を採用しております。当社の企業統治の体制の概要図は以下のとおりであります。



# a . 取締役会

取締役会は、取締役6名(うち独立取締役として届出を行っている社外取締役が2名)で構成され、法令及び 定款に定められる事項のほか、経営上の重要な事項の決定及び取締役の職務の執行の監督を行っております。

取締役会は、原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、迅速な事業運営を行います。なお、取締役会には監査役が出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、必要に応じて意見を述べております。当事業年度における開催状況及び出席状況については、次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数 / 開催回数 ( 出席率 )	備考
代表取締役社長	豊田・祐介	17回 / 17回 ( 100% )	
CEO	豆田 竹川 	17回 / 17回 ( 100% ) 	-
取締役CFO	嶋田 剛久	17回 / 17回 ( 100% )	-
取締役COO	近清 拓馬	17回 / 17回 ( 100% )	-
取締役CTO	黒川 達也	17回 / 17回 ( 100% )	-
取締役(社外)	井上 龍子	17回 / 17回 ( 100% )	-
取締役(社外)	大槻 陸夫	17回 / 17回 ( 100% )	-
常勤監査役	井野 好男	17回 / 17回 ( 100% )	-
監査役(社外)	田中 裕之	9回/9回(100%)	2025年 2 月退任
監査役(社外)	木村 幸夫	17回 / 17回 ( 100% )	-
監査役(社外)	左合 秀行	8回/8回(100%)	2025年 2 月就任

<sup>1</sup> 当事業年度に開催された取締役会は17回であり、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

取締役会における具体的な検討内容としては、当社グループの経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項のほか、法令及び定款に定められた事項を検討・決議するとともに、月次業績のモニタリング、コンプライアンスに関する施策、内部統制システムの整備と運用状況について、議論、審議の上、執行決定しております。

#### b. 監查役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、常勤監査役1名を中心に、取締役会及び経営会議への出席、代表取締役社長CEO及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて実施しており、取締役の職務の執行の監査を行っております。

監査役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と随時情報共有を行い、相互に連携を図り監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

#### c.リスク・コンプライアンス委員会

当社グループを取り巻くリスクを認識し、適切に対応するため、取締役(社外取締役を除く)、執行役員、各部門長、常勤監査役、その他委員長に指名された者で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期ごとに1回開催することとしております。リスク・コンプライアンス委員会では、当社グループのリスク管理に必要な情報を共有し、コンプライアンスに係る取り組みを推進する他、コンプライアンス違反の事例が生じた場合に迅速な対応、事実関係の調査、再発防止の立案等を行います。

#### d . 内部監査

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役社長CEOが指名した内部監査担当者を内部監査人として、自己の属する部門を除く当社グループ全体を対象に内部監査を実施しております。内部監査担当者の中から代表取締役社長CEOにより任命された内部監査の責任者は、事業年度毎に内部監査計画を作成し、代表取締役社長CEOによる承認を得た上で内部監査を実施しており、監査結果については、代表取締役社長CEOに対して報告したうえで、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

## e . 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

また、本書提出日現在の各機関の構成員は次のとおりであります。 ( は議長又は委員長、 は構成員を表しております)

役職	氏名	取締役会	監査役会	リスク・ コンプライアンス 委員会
代表取締役社長 CEO	豊田 祐介		-	
取締役CFO	嶋田 剛久		-	
取締役COO	近清 拓馬		-	
取締役CTO	黒川 達也		-	
取締役(社外)	井上 龍子		-	-
取締役(社外)	大槻 陸夫		-	-
常勤監査役	井野 好男			
監査役(社外)	木村 幸夫			-
監査役(社外)	左合 秀行			-

企業統治に関するその他の事項

a . 内部統制システムの整備状況

当社は内部統制システム整備の基本方針を2024年12月に決議いたしました。

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

### (内部統制システムに関する基本方針)

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する基本方針を定めると共に、 コンプライアンス行動規範を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
  - ・取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
  - ・中立・独立の社外監査役を含む監査役会により、監査の充実を図る。
  - ・コンプライアンスを推進する部署及び内部監査を担当する担当者を設置して、取締役及び使用人の教育、 コンプライアンスの状況の監査等を行う。
  - ・内部監査担当者は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する。
  - ・取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書(電磁的記録を含む。)の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた文書管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・諸規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。全社的なリスクマネジメントの統括部としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部署におけるリスクマネジメントの適下化を図る。
  - ・不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な 対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会を最上位の意思決定・監督機関と位置付け、運営及び付議事項等を定めた取締役会規程を制定する。
  - ・また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限 に関する諸規程を制定する。
  - ・取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- (e) 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・子会社等の業務の適正を確保するため、子会社等の経営に関わる基本的事項に関して管理及び指導を行う 統括部署としてコーポレート部が担当する。
  - ・子会社等が当社の法令等遵守態勢をベースに各社固有の事情を踏まえた実効性ある法令等遵守態勢を構築 できるよう推進し、コンプライアンス上の重要事項については適宜報告を求める。
  - ・財務報告の適正性を確保するため、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して、当社及び 子会社等の体制を整備する。
- (f) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役の監査の実効性を高め、且つ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査役の要請に応じ、内部 監査担当者に監査業務を補助させる。
  - ・当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会等の意見を尊重した上で行う ものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすお それがある事実を発見したときは、監査役会に報告する。

・監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、いつでも必要に応じて取締役及びその他使用 人に対して報告を求めることができる。

### (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- ・監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ・監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査 業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする

### b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、当社の全社的リスク管理を遂行し、コンプライアンス違反への対応や未然防止策を策定することを目的とし、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、また、代表取締役社長CEOを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

また、法的な問題につきましては、案件に応じて専門領域の異なる複数の弁護士事務所等から必要に応じて助言と指導を受けられる環境を整えております。

# c . 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

#### d. 取締役及び監査役の選任決議の要件

当社は、会社法第341条及び第342条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を 行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う 旨、また取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### e. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

#### (a) 剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第454条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとする旨を定款で定めております。

#### (b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって 1 月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

### (c) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的としております。

## f . 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定に基づき、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、株主総会の特別決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

# g. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、取締役会の決議に基づき、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

# h . 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、当社と社外取締役及び監査役の間で、会社法第423条第 1 項の 行為に関する責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

# i. 役員賠償責任保険契約(D&O保険)

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

## j.提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループの業務の適正については、「関係会社管理規程」に従い管理し、業務執行の状況について、コーポレート部、経営企画部の各担当部が当社規程に準じて評価及び監査を行っております。また、子会社の組織を含めた指揮命令系統及び権限並びにコーポレート部に対する報告義務を設定し、グループ全体を網羅的・統括的に管理しております。

# (2)【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 CEO	豊田 祐介	1987年8月1日	2016年8月2018年2月2019年7月	ゴールドマン・サックス証券㈱ 入社インテグラル㈱ 入社 1 入社 1 公社 1 公社 1 公社 1 公社 1 代表取締役社長 C E O 就任(現任) 1 一般社団法人再工ネ推進新電力協議会(REAP)理事 就任(現任)	(注3)	337,000
取締役CFO	嶋田 剛久	1970年 9 月21日	1993年4月 1999年11月 2004年9月 2008年11月 2016年8月 2020年4月 2020年9月 2024年8月	(株)日本長期信用銀行(現 (株)SBI新生銀行)入行	(注3)	163,000
取締役COO	近清 拓馬	1988年4月2日		マッキンゼー・アンド・カ ンパニー・ジャパン 入社 当社 入社 当社 取締役COO 就任 (現任)	(注3)	225,000
取締役CTO	黒川 達也	1990年 6 月13日	2015年4月 2017年1月 2020年8月 2023年4月 2023年10月	㈱ディー・エヌ・エー 入 社 ㈱PKSHA Technology 入社 当社 入社 CTO 就任 当社 執行役員CTO 当社 取締役CTO 就任 (現任)	(注3)	50,000

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
				農林水産省 入省 在イタリア日本大使館公 使、FAO(国連食糧農業機 関)・WFP(国連世界食糧計 画)に対する常駐日本政府 代表		
			2011年5月	代表 農林水産省 東北農政局次 長		
			2012年4月	強立行政法人農林水産消費 安全技術センター 監事		
			2016年4月	農林水産省 農林水産技術 会議事務局 研究総務官		
			2017年11月	弁護士登録、渥美坂井法律 事務所・外国法共同事業		
			2019年 2 月	(現任) 中央労働委員会 使用者委 員(現任)		
取締役	井上 龍子	1957年1月8日	2019年4月	独立行政法人農林漁業信用 基金 リスク管理委員会 委員	(注3)	-
			2019年4月	安員 リースラス(株) 社外取締 役 就任		
			2019年6月	日鉄物産㈱ 社外取締役 就任		
				東京農業大学大学院 非常 勤講師		
				日本医科大学 教員評価委員会 委員(現任)		
			2021年6月	コスモエネルギーホールディングス㈱ 社外取締		
				役 就任(現任) NSユナイテッド海運㈱ 社 外取締役 就任		
				当社 社外取締役 就任 (現任)		
				東京電力㈱ 入社 東京電力㈱ 企画室長		
				東京電力MM 正画至長 東京電力ホールディングス 株)経理室長		
			2017年6月	陳京電力パワーグリッド 株)常務取締役		
			2018年4月	東京電力ホールディングス (株) 執行役員 組織・労務 人事室長		
取締役	 	1964年11月19日	2019年4月	東京電力ホールディングス (株) 常務執行役	(注3)	_
				(株)アイネット 社外取締役		
				上野グループホールディングス(株) 顧問(現任)		
			2022年12月	(株)日本電力調達ソリューション 社外取締役(現		
			2023年 5 月	任) 横浜市環境保全協議会 理 事(現任)		
			2024年1月	当社 社外取締役 就任 (現任)		

		T	ı		ı	<del>1</del>
役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
			1986年4月	モルガン銀行(現 JPモル ガン・チェース銀行) 入 行		
			1995年2月	JPモルガン証券会社(現 JPモルガン証券㈱) 入社		
				(株) 水がでいます。		
			2015年10月	画業務第二部長 リニューアブル・ジャパン 株 再生エネルギー事業本		
常勤監査役	井野 好男   	1963年3月6日	2016年2月	部・副本部長 アールジェイ・インベスト メント(株) 設立 代表取締	(注4)	-
			2016年8月	役 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 設立 執		
				行役員兼務 当社 入社		
				当社 執行役員 就任 当社 監査役 就任(現 任)		
			2000年10月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所		
				グローウィン・パートナー ズ㈱ 入社		
			2010年11月	アニコム損害保険㈱ 入 社 資産運用部門担当部長 アニコム損害保険㈱ 保険		
				金支払業務改善担当部長アニコムホールディングス (株) 経営企画部長		
			2015年4月	アニコム キャピタル(株) 代 表取締役社長(兼務 アニ		
監査役	木村 幸夫	1976年 1 月26日	2016年12月	コムホールディングス㈱ 経営企画部長) レジュプレス㈱(現 コイ ンチェック㈱)入社 執行	(注4)	-
			2019年12月	役員CFO ユニオンテック(株)(現 ク ラフトバンク(株))入社 執		
			2021年6月	行役員CFO ファーマバイオ(株) 入社 経営企画室/管理部 管掌		
			2022年3月	執行役員 当社 社外監査役 就任 (現任)		
				木村幸夫公認会計士事務 所 代表 就任(現任)		
			2024年8月	㈱3WELL 社外監査役 就 任(現任)		

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	左合 秀行	1964年9月7日	1987年 4 月 1994年7月 2002年10月 2006年11月 2010年 5 月 2012年 9 月 2014年 6 月 2017年 6 月 2018年 6 月 2020年 6 月	(株) 三ナ三三ク長三ン長同補同部三ンテ三ン地同長担三ン員三ン三ン当(大) 大) 大	(注4)	-
		言	†			775,000

- (注)1. 取締役井上 龍子、大槻 陸夫は、社外取締役であります。
  - 2.監査役木村 幸夫、左合 秀行は、社外監査役であります。
  - 3.取締役の任期は、2025年10月30日開催の株主総会にて選任された時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
  - 4.監査役の任期は、2025年2月12日開催の臨時株主総会にて選任された時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
  - 5. 当社は意思決定の迅速化、経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員の担当及び氏名は以下のとおりであります。

担当	氏名
プラットフォーム事業部管掌	野崎 翔吾
プラットフォーム事業部管掌	松井 英章
コーポレート部管掌	加藤 荒太

社外役員の状況

本書提出日現在、当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレートガバナンスの充実・向上に資するものを選任することとしております。

当社では社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できるよう十分な独立性が確保されていることを前提とし、かつ株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役井上龍子氏は、官僚及び弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されております。法務、リスク管理、行政との折衝において様々な助言を得られることを期待し、社外取締役に選任しております。なお、井上龍子氏は新株予約権100個(新株予約権の目的となる株式の数1,000株)を保有しておりますが、それ以外に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役大槻陸夫氏は、電力・エネルギー業界における企業の経営者としての経験と幅広い見識を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されております。これらの経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営への助言を期待し、当社の社外取締役に選任しております。なお、大槻陸夫氏は新株予約権100個(新株予約権の目的となる株式の数1,000株)を保有しておりますが、それ以外に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役木村幸夫氏は、公認会計士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また他社の社外監査役として企業経営に関与されており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、木村幸夫氏は新株予約権100個(新株予約権の目的となる株式の数1,000株)を保有しておりますが、それ以外に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役左合秀行氏は、長年の金融業界での職務経験と企業経営に関わった経験、実績により金融領域での専門性を有しており、当社の経営基本方針の決定及び業務執行の監督などの役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席することにより、会社の経営計画、コンプライアンスやリスク管理全般等に関する報告を受け、公正な立場から意見陳述するとともに取締役の職務執行を厳正に監督及び監査しております。また、社外監査役は監査役会のメンバーとして、内部監査計画及び監査結果の重要事項について監査役会において共有される等綿密な連携を保っております。

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人より金融商品取引法に基づく会計監査を受けておりますが、当該監査法人は社外監査役を含む監査役会へ期初における監査計画の説明や期中・期末における監査の状況及び結果を報告するとともに意見交換等を行い、相互の連携を高めております。また、内部監査プロジェクトチーム、監査役及び会計監査人は随時意見交換や情報共有を行う他、三者間でミーティングを行う等情報交換及び意思疎通を図っており、監査の実効性を高めております。

## (3)【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名にて構成され、非常勤監査役の2名が社外監査役であります。なお、常勤監査役の井野好男は、金融業界及び再生可能エネルギー業界での職務経歴を有し、豊富な経験と高い見識を有しております。監査役の木村幸夫は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役の左合秀行は、金融業界での職務経験と企業の経営者としての経験、実績により金融領域での専門性を有しております。

当社における監査役は、各期に先立ち監査役会で決定された監査計画に従って、取締役会への出席、代表取締役 社長CEO及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて実施しており、業務監査及び会計監査を 実施し、必要に応じて取締役会において、又は取締役に対し、指導、助言及び勧告等を行っております。それぞれ の監査結果は監査調書を作成して監査役会へ報告し、監査役会において監査にかかる重要事項や必要事項を協議、 決定しております。

常勤監査役は、毎期策定される監査計画に基づき日常監査業務を行い、毎月開催される監査役会では重要事項の審議や監査役間の情報共有及び意見交換を行います。主な検討事項は、監査計画及び監査方針の策定、内部監査部門及び会計監査人の監査計画や監査結果についての検討と共有、取締役及び主要な事業部門の部門長へのヒアリング、リスク・コンプライアンス委員会の活動報告、常勤監査役の活動報告などです。各期末においては、各監査役からの監査報告を基に、監査役会の監査報告を作成し、定時株主総会に提出しております。

また、監査役は、内部監査の計画、結果の共有等による内部監査担当者との連携、及び監査法人との定期的な会合や情報共有により、三様監査による相互連携を図っており、効率的及び効果的な監査に努めております。

なお、当事業年度においては、監査役会は合計14回開催され、1回あたりの平均所要時間は約30分間となっております。

役職	氏名	出席回数/開催回数(出席率)	備考
常勤監査役	井野 好男	13回 / 13回 ( 100% )	-
非常勤監査役	田中 裕之	7回/7回(100%)	2025年 2 月退任
非常勤監査役	木村 幸夫	13回 / 13回 ( 100% )	-
非常勤監査役	左合 秀行	6回/6回(100%)	2025年 2 月就任

監査役会における具体的な検討内容は、監査方針・監査計画の策定、監査報告書の作成、取締役会・経営会議などの重要会議における議案の内容・検討プロセス、内部統制の整備・運用状況、会計監査の相当性、会計監査人の評価・再任・報酬同意などであります。このほか、経営に関するリスクマネジメント状況について、情報交換及び意見交換を行っております。

また、重点監査項目として、取締役会等の意思決定、取締役会への報告状況及び取締役会の監督機能の履行状況、内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びに取締役による内部統制システムの構築・運用状況、その他会社の実情に照らし重要性が認められる事項を確認しました。

## 内部監査の状況

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役社長CEOの指名を受け、コーポレート部に所属する2名及びプラットフォーム事業部に所属する2名の合計4名が内部監査人として、自己の属する部門を除く当社全体を対象に内部監査を実施しております。また、自己監査にならないよう、プラットフォーム事業部から指名された担当者によるクロス監査を行う体制とし、監査役と連携した上で内部監査を実施しております。内部監査担当者の中から代表取締役社長CEOにより任命された内部監査の責任者は、事業年度毎に内部監査計画を作成し、代表取締役社長CEOによる承認を得た上で内部監査を実施しており、監査結果については、代表取締役社長CEOに対して報告したうえで、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査の状況について定期的に取締役会へ報告を行っており、常勤監査役は、内部監査計画、内部監査 実施状況等につき随時報告を受け、情報共有を行っております。このほか、監査役会への監査結果の共有、意見交 換等による監査役との連携、及び監査法人との定期的な会合や情報共有により、三様監査による相互連携を図って おり、実効性の確保と効率性の向上に努めております。 会計監査の状況

a . 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

#### b . 継続監査期間

3年間

## c . 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 佐藤 森夫指定有限責任社員 業務執行社員 大角 博章

## d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名 その他 13名

## e . 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際しては、当社の事業内容に対応して有効かつ効率的な監査業務を実施することができる規模と当社からの独立性を有すること、品質管理体制に問題ないこと、必要な専門性を有すること、監査報酬の内容・水準が適切であること、監査実績、当社のビジネスモデルへの理解度等を総合的に判断して選定しております。総合的に勘案の上、EY新日本有限責任監査法人が適任であると判断し、選定しております。

#### f.監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、三様監査及び常勤監査役の監査実施時の参加の他、監査法人と随時コミュニケーションを行うとともに、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」などを参考として、会計監査人から報告を受けた監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制等とその実績・実体を比較検証するとともに、監査報告書の内容の充実度等を総合的に評価しており、監査人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

#### 監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度					
監査証明業務に	非監査業務に				
基づく報酬(千円)	基づく報酬(千円)				
15,588	-				

	当連結会計年度			
区分	監査証明業務に	非監査業務に		
	基づく報酬(千円)	基づく報酬(千円)		
提出会社	24,428	3,780		
連結子会社	-	-		
計	24,428	3,780		

b.監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く) 該当事項はありません。

c.その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。

## d . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、明文化した決定方針はありませんが、監査公認会計士等の監査計画の内容、職務遂行の状況、報酬見積りの算定根拠等の妥当性を総合的に勘案し、代表取締役社長CEOが監査役会の同意を得て決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうか、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ必要な協議を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断を行っています。具体的には、報酬金額とその根拠を確認し、前年度の会計監査の監査状況と本年度の監査計画を勘案して最終的に会計監査人の報酬等の同意を行っています。

## (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、取締役の報酬限度額を、2025年2月12日開催の臨時株主総会にて年額500,000千円以内と決議されております。当社の取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会決議に基づき一任された代表取締役社長CEOの豊田祐介が決定しております。代表取締役社長CEOに一任する理由としては、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うのは代表取締役社長CEOが最も適していると判断するためです。

監査役の報酬総額は、2025年2月12日開催の臨時株主総会にて50,000千円以内と決議されております。各監査役の報酬額は、当該総額の範囲内において、監査役会の協議及び決議により決定しております。

なお、取締役の報酬等の算定において業績連動報酬制度は採用しておらず、取締役・監査役ともに固定報酬のみで構成しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、	報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)		対象となる役員の員数			
		固定報酬	賞与	退職慰労金	非金銭報酬等	(名)
取締役 (社外取締役 を除く。)	71,166	71,166	-	-	-	4
監査役 (社外監査役 を除く。)	9,999	9,999	-	-	-	1
社外取締役	7,200	7,200	-	-	-	2
社外監査役	7,500	7,500	-	-	-	3

- (注) 1. 上表には、2025年2月12日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
  - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 3. 取締役会は、代表取締役社長CEO豊田祐介に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く 各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由 は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには 代表取締役が適 していると判断したためであります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

## (5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証 の内容

当社グループは、純投資目的以外である投資株式について、業務提携など経営戦略の一環、又は相手企業との営業上の取引関係の維持強化など、中長期的な企業価値向上に寄与すると判断した場合にのみ保有する方針としております。

保有株式については、毎年取締役会において、保有目的や経済合理性、リスク等の保有の妥当性を総合的に 検証の上、保有の適否を判断しております。なお、保有の合理性・妥当性が乏しいと判断した株式について は、売却を行うなど縮減を図ります。

## b.銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	6,765
非上場株式以外の株式	-	-

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 ( 千円 )	株式数の増加の理由
非上場株式	1	50,600	業務提携のため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に 変更したもの

該当事項はありません。

# 第5【経理の状況】

- 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
  - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
  - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に 掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・ フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

## 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更について的確に対応することができる体制を整備するため、財務・会計の専門書の購読、外部研修の受講等を行っております。

# 1【連結財務諸表等】

負債純資産合計

# (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	(十四・111)
	当連結会計年度
	(2025年7月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,648,319
売掛金	1,315,823
契約資産	52,022
未収入金	9,766,052
その他	774,420
貸倒引当金	24,230
流動資産合計	16,532,406
固定資産	
有形固定資産	1 107,426
無形固定資産	40,314
投資その他の資産	
預託金	903,416
繰延税金資産	158,830
その他	101,216
貸倒引当金	26,042
投資その他の資産合計	1,137,421
固定資産合計	1,285,161
資産合計	17,817,568
負債の部	,,
流動負債	
金柱買	575,059
短期借入金	2 260,000
1年内返済予定の長期借入金	353,560
未払金	5,400,338
未払法人税等	810,029
契約負債	1,159
賞与引当金	249,999
その他	890,781
流動負債合計	8,540,928
固定負債	000,400
長期借入金	999,400
固定負債合計	999,400
負債合計	9,540,328
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,139,500
資本剰余金	3,683,191
利益剰余金	3,454,548
株主資本合計	8,277,240
純資産合計	8,277,240
<b>在</b> 唐/// 次立入制	47.047.500

17,817,568

# 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

(単位:千円)

	(羊瓜・川リ)
	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
売上高	1 6,153,606
売上原価	1,573,223
売上総利益	4,580,383
販売費及び一般管理費	2, 3 1,837,663
営業利益	2,742,720
営業外収益	
受取利息	2,435
違約金収入	7,853
その他	1,623
営業外収益合計	11,913
営業外費用	
支払利息	81,334
支払手数料	15,053
上場関連費用	34,726
その他	9,409
営業外費用合計	140,524
経常利益	2,614,109
特別利益	
新株予約権戻入益	160
特別利益合計	160
特別損失	
投資有価証券評価損	43,834
特別損失合計	43,834
税金等調整前当期純利益	2,570,434
法人税、住民税及び事業税	808,100
法人税等調整額	107,710
法人税等合計	700,390
当期純利益	1,870,044
親会社株主に帰属する当期純利益	1,870,044

# 【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
当期純利益	1,870,044
包括利益	1,870,044
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1.870.044

# 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

		株主	<b>虹世 マル</b> 特	tt次立へti		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	50,000	2,593,690	1,584,503	4,228,194	160	4,228,354
当期変動額						
新株の発行	1,089,500	1,089,500		2,179,001		2,179,001
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,870,044	1,870,044		1,870,044
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					160	160
当期変動額合計	1,089,500	1,089,500	1,870,044	4,049,046	160	4,048,885
当期末残高	1,139,500	3,683,191	3,454,548	8,277,240	-	8,277,240

(単位:千円)

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

	至 2025年 / 月31日 )
税金等調整前当期純利益	2,570,434
減価償却費	12,758
貸倒引当金の増減額( は減少)	41,905
賞与引当金の増減額( は減少)	189,999
支払利息	81,334
上場関連費用	34,726
投資有価証券評価損益( は益)	43,834
売上債権の増減額( は増加)	563,234
未収入金の増減額( は増加)	4,753,873
その他の流動資産の増減額(は増加)	200,548
預託金の増減額( は増加)	300,000
仕入債務の増減額( は減少)	220,655
未払金の増減額( は減少)	2,067,562
その他の流動負債の増減額( は減少)	769,849
その他	67,104
小計	549,398
利息の受取額	2,435
利息の支払額	80,417
法人税等の支払額	150,177
営業活動によるキャッシュ・フロー	321,238
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	93,782
無形固定資産の取得による支出	36,930
投資有価証券の取得による支出	50,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	181,313
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 ( は減少)	2,668,541
長期借入れによる収入	1,100,000
長期借入金の返済による支出	47,040
株式の発行による収入	2,179,001
上場関連費用の支出	34,726
財務活動によるキャッシュ・フロー	528,693
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	668,619
現金及び現金同等物の期首残高	3,979,699
	4,648,319
<del></del>	

#### 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1.連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社

なお、デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のデジタルグリッドアセットマネジメント株式会社の決算日は5月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

イ.商品、製品、仕掛品、原材料

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

口.貯蔵品

個別法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については定額法によっております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。また、借地権については、契約年数に基づいております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、未収入金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

## (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

電力PF事業、再エネPF事業(DGP手数料)

DGP手数料は、当社のDGPの利用によって発生する手数料であり、使用した電力量に応じて発生します。顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の進捗に基づき収益を認識しております。

#### 再エネPF事業(非化石証書の代理調達業務)

再エネPF事業においては、非化石証書の代理調達をすることによって手数料が生じております。非化石証書の代理調達業務においては、顧客との代理調達契約を締結しており、非化石証書の引渡しを履行義務として識別しております。非化石証書の支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは引渡し完了の時点であると判断し、当該時点で収益を認識しております。

## 全事業共通 (その他収益)

販売業務については、顧客に商品等を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

## (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

#### 株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

- 一般送配電事業者との電力精算等に係る会計処理
- 一般送配電事業者との電力精算が発生した場合の損益については、発生した損益を売上高(負の場合は売上高の控除科目)として計上しております。

DGPの事業運営にあたり、電力の需給管理業務が生じます。これにより発生したインバランスの発生 損益は、発生した取引コマ毎に決済損益を算定し、これらを全て合算し損益を相殺した上で決済益相当 額を売上高に計上し、決済損相当額を売上高の控除科目として計上しております。

なお、発生したインバランスの未決済金額のうち、余剰インバランスによって発生した一般送配電事業者からの未回収金及び、不足インバランスによって発生した一般送配電事業者への支払金は、各一般送配電事業者毎にそれぞれ合算相殺した上で、未回収相当額を売掛金勘定、未払相当額を買掛金勘定として計上しております。

#### (重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	( 手位・1137
	当連結会計年度
繰延税金資産 (純額)	158,830

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### 金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に 定める企業分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽 減できる範囲内で計上しております。

#### 主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基に計算しておりますが、主な仮定は、既存顧客の取扱電力量に 新規顧客獲得に基づく成長率を考慮して算定する売上高の増加であります。予算は過年度実績を基に、策 定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定しております。

#### 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。例えば、主要な仮定にある、既存顧客の取扱電力量に新規顧客獲得に基づく成長率を考慮して算定された売上高が大きく未達となる場合や、当初想定していない巨額の費用等が発生した場合において、将来の課税所得に影響を与えると判断した場合等、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

## (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

## (2) 適用予定日

2028年7月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### (連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

当連結会計年度 (2025年7月31日)

有形固定資産の減価償却累計額

28,307千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約または貸出コミットメント 契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミット メントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年7月31日) 当座貸越極度額及び貸出コミットメン トの総額 借入実行残高 260,000 差引額 10,440,000

## (連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。 顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項 (セグメント情報等)3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

給料及び手当 453,434千円賞与引当金繰入額 246,691貸倒引当金繰入額 41,905

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

100,767千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

## (連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1,2,3	100,000	6,357,300	-	6,457,300
A 種優先株式(注) 1	37,000	-	37,000	-
B 種優先株式(注) 1	16,000	-	16,000	-
S 種優先株式(注) 1	249,997	-	249,997	-
S-2種優先株式(注)1	95,000	-	95,000	-
S-3種優先株式(注)1	90,666	-	90,666	-
合計	588,663	6,357,300	488,663	6,457,300
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
A 種優先株式(注) 1	-	37,000	37,000	-
B種優先株式(注)1	-	16,000	16,000	-
S 種優先株式(注) 1	-	249,997	249,997	-
S-2種優先株式(注)1	-	95,000	95,000	-
S-3種優先株式(注)1	-	90,666	90,666	-
合計	-	488,663	488,663	-

- (注) 1. 当社は、2024年12月27日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の書面決議により、A種優先株式37,000株、B種優先株式16,000株、S種優先株式249,997株、S-2種優先株式95,000株及びS-3種優先株式90,666株のすべてにつき定款に定める取得条項に基づき2025年1月23日付で自己株式として取得し、対価として普通株式493,330株を交付しております。また、当社が取得した当該優先株式は、2025年1月23日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
  - 2. 当社は、2025年1月23日開催の取締役会決議により、2025年2月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が5,339,970株増加しております。
  - 3.2025年4月22日の東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う公募増資による新株の発行により250,000株、また、2025年5月21日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株の発行により274,000株増加しております。

## 2.配当に関する事項

- (1)配当金支払額 該当事項はありません。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日 )現金及び預金勘定4,648,319千円現金及び現金同等物4,648,319

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電力PF事業を行うための必要な運転資金を金融機関からの借入(短期又は長期)により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い預金で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。預託金は、主に一般社団法人日本卸電力取引所の取引会員として預託しているものであります。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は、固定金利又は変動金利で調達しており、変動金利については金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、経理規程に従い、売掛金及び未収入金について、経営企画部門における経理担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクについて、取締役会で借入の状況・方針を適時に報告することでリスクの低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画部門における財務担当が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性を一定残高に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することに より、当該価額が変動することもあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 当連結会計年度(2025年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	   時価(千円) 	差額(千円)
長期借入金	1,352,960	1,323,004	29,955
負債計	1,352,960	1,323,004	29,955

<sup>(\*1)「</sup>現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(\*2)預託金は、返還の時期が決まっていないため、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	当連結会計年度 (2025年 7 月31日)
預託金	903,416

# (注)1.金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2025年7月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,648,319	1	-	-
売掛金	1,315,823	-	-	-
未収入金	9,766,052	-	-	-
合計	15,730,194	-	-	-

# (注)2.長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2025年7月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	260,000	-	-	-	-	-
長期借入金	353,560	155,980	102,140	70,560	70,560	600,160
合計	613,560	155,980	102,140	70,560	70,560	600,160

## 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。

# (2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 当連結会計年度(2025年7月31日)

区分		時価 (	千円)	
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
長期借入金	-	1,323,004	-	1,323,004
負債計	-	1,323,004	-	1,323,004

## (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は 実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時 価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割 引いて算定する方法によっております。これらは、レベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

## 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

投資有価証券について43,834千円(その他有価証券で市場価格のない株式)の減損処理を行っております。なお、市場価格のない株式の減損処理にあたっては、連結会計年度末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

## (ストック・オプション等関係)

1.権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	
新株予約権戻入益		160

# 2.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況(1)ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 5 当社顧問 1	当社取締役 3 当社監査役 1 当社使用人 11 社外協力者 4	当社取締役 1 当社監査役 1 当社使用人 16 社外協力者 1
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 38,900	普通株式 358,000	普通株式 299,000
付与日	2018年10月31日	2020年3月6日	2020年10月5日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定め はありません。	対象勤務期間の定め はありません。	対象勤務期間の定め はありません。
権利行使期間	2020年10月27日から 2028年10月26日まで	2022年3月1日から 2030年2月28日まで	2022年10月6日から 2030年9月5日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 2 社外協力者 1	信託契約による受託者 1	当社取締役 1 当社使用人 26 社外協力者 2
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 33,000	普通株式 803,550	普通株式 241,800
付与日	2021年 3 月31日	2021年12月10日	2021年12月10日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定め はありません。	対象勤務期間の定め はありません。	対象勤務期間の定め はありません。
権利行使期間	2023年4月1日から 2031年2月28日まで	2022年11月1日から 2031年12月8日まで	2023年12月11日から 2031年11月10日まで

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 2 当社使用人 4	当社取締役 3 当社使用人 14 社外協力者 1	当社取締役 4 当社使用人 51 社外協力者 2
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 45,500	普通株式 184,320	普通株式 286,790
付与日	2022年 8 月16日	2024年 1 月30日	2025年 2 月12日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定め はありません。	対象勤務期間の定め はありません。	対象勤務期間の定め はありません。
権利行使期間	2024年8月17日から 2032年7月16日まで	2026年1月31日から 2033年12月30日まで	2027年2月13日から 2035年2月12日まで

(注) 1.株式数に換算して記載しております。なお、2025年2月12日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

- 2.第4 提出会社の状況 1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容 に記載しております。
  - (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	26,600	352,000	291,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	26,600	352,000	291,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	26,600	352,000	291,000
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	26,600	352,000	291,000

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	33,000	803,550	241,800
付与	-	-	-
失効	-	803,550	-
権利確定	33,000	-	241,800
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	33,000	-	241,800
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	33,000	-	241,800

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	45,500	184,320	-
付与	-		286,790
失効	-	2,500	1,820
権利確定	45,500	•	-
未確定残	-	181,820	284,970
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-		-
権利確定	45,500	•	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	45,500	-	-

<sup>(</sup>注) 2025年 2 月12日付株式分割(普通株式 1 株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格	(円)	150	205	450
行使時平均株価	(円)	-	-	-
付与日における公正な評	評価単価(円)	-	-	-

		第4回新株予約権	第 5 回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格	(円)	450	700	700
行使時平均株価	(円)	-	-	-
付与日における公正な評	福単価(円)	-	-	-

		第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格	(円)	700	1,350	3,100
行使時平均株価	(円)	-	-	-
付与日における公正な評	福単価(円)	-	-	-

3.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法として、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法を用いております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、オプション評価モデルを基礎としたバックソルブ法により算定しております。

なお、付与日時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価を記載しておりません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源 的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における 本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 13,626,785千円 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション - 千円 の権利行使日における本源的価値の合計額

## (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2025年 7 月31日)	
繰延税金資産		
賞与引当金	76,549千円	
未確定債務	19,527	
未払事業税	39,651	
減価償却超過額	22,263	
その他	37,682	
繰延税金資産小計	195,675	
評価性引当額	36,844	
繰延税金資産合計 -	158,830	

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 ( 2025年 7 月31日 )
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
税額控除	3.3
評価制引当額の増減	0.6
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.2

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産 及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

#### (収益認識関係)

- 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
  - (1)契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	752,588千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,135,956
契約資産 (期首残高)	129,647
契約資産 (期末残高)	52,022
契約負債 (期首残高)	3,467
契約負債 (期末残高)	1,159

契約資産は、電力PF事業及び再エネPF事業関連の電力取引に関する契約について、検針日から期末日までの期間に基づいて充足した履行義務に係る対価に関するものであります。契約資産は完全に履行義務を充足した時点(請求時点)で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客との支払条件基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,467千円であります。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を使用し、残存履 行義務に関する情報の記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取り扱う商品・サービスごとに事業展開・戦略を立案し、事業活動を行っております。

したがって、当社グループは、商品・サービスの開発、販売を基礎とした商品・サービス別のセグメントで構成されており、「電力PF事業」、「再エネPF事業」、「調整力事業」の3つを報告セグメントとしております。なお、金額的基準を総合的に勘案し「調整力事業」は「その他」に含めて開示しております。

報告セグメントの主な商品・サービスは次のとおりであります。

- (1)電力PF事業・・・・再エネ以外の電力取引事業
- (2) 再エネPF事業・・・再エネの電力取引事業、非化石証書の代理調達事業等
- (3)調整力事業・・・・蓄電池事業
- 2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な 事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

		報告セク	ブメント		調整額	連結財務諸	
	電力PF事業	再エネPF事業	その他 (注)1	計	(注)2	表計上額 (注)3	
売上高							
外部顧客への売上高	4,631,562	449,549	284,146	5,365,258	-	5,365,258	
その他収益	788,923	575	-	788,348	-	788,348	
計	5,420,486	448,973	284,146	6,153,606	-	6,153,606	
収益の分解情報							
顧客との契約から生じる収益	4,631,562	449,549	284,146	5,365,258	-	5,365,258	
DGP手数料収益	4,492,671	296,401	2,537	4,791,610	-	4,791,610	
その他収益	138,891	153,147	281,609	573,647	-	573,647	
顧客との契約以外の源泉から生 じた収益(注)4	788,923	575	-	788,348	-	788,348	
計	5,420,486	448,973	284,146	6,153,606	-	6,153,606	
セグメント利益又は損失()	3,529,801	120,431	245,731	3,404,501	661,781	2,742,720	

- (注) 1. 「その他」の区分は、「調整力事業」、報告セグメントに含まれない事業セグメントを含んでおります。
  - 2.調整額の主な内容は、本社経費であります。
  - 3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
  - 4.「顧客との契約以外の源泉から生じた収益」は主に一般送配電事業者との電力精算によって発生する損益となります。詳細な内容は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項」に記載しております。
  - 5.セグメント資産、負債その他の項目については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象としていないため、記載しておりません。

## 【関連情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1.製品及びサービスごとの情報 セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日) 該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日) 該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日) 該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

## 関連当事者との取引

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日) 該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

( ) [[] [] [] []	
	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり純資産額	1,281.84円
1株当たり当期純利益	308.73円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	248.26円

- (注) 1. 当社は、2025年2月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
  - 2.当社株式は2025年4月22日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
  - 3.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,870,044
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,870,044
普通株式の期中平均株式数(株)	6,057,212
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	1,475,420
(うち新株予約権(株))	(1,475,420)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	-

## (重要な後発事象)

## (株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを 決議いたしました。

#### (1)株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

## (2)株式分割の概要

#### 分割の方法

2025年10月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき6株の割合をもって分割いたします。

## 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 6,457,300株 株式分割により増加する株式数 32,286,500株 株式分割後の発行済株式総数 38,743,800株 株式分割後の発行可能株式総数 91,800,000株

(注)上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性 があります。

#### 分割の日程

基準日公告日2025年10月14日基準日2025年10月31日効力発生日2025年11月1日

## 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり純資産額	213.64円
1 株当たり当期純利益	51.46円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	41.38円

## (3)株式分割に伴う定款の一部変更

## 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年11月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

## 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款			
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)			
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、			
1,530万株とする。	9,180万株とする。			

## 定款変更の日程

効力発生日 2025年11月1日

## 【連結附属明細表】

#### 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,928,541	260,000	2.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	353,560	2.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	300,000	999,400	1.5	2026年~2034年
合計	3,228,541	1,612,960	-	-

- (注)1.平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
  - 2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	155,980	102,140	70,560	70,560

# 【資産除去債務明細表】 該当事項はありません。

## (2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 ( 千円 )	3,308,189	6,153,606
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	1,660,517	2,570,434
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益(千円)	1,185,234	1,870,044
1株当たり中間(当期)純利 益(円)	199.76	308.73

- (注) 1. 当社は、2025年4月22日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、中間連結会計期間に係る半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により期中レビューを受けております。
  - 2. 当社は、2025年2月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

# 2【財務諸表等】

# (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年 7 月31日)	当事業年度 (2025年 7 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,979,699	4,634,658
売掛金	752,588	1,315,823
契約資産	129,647	52,022
商品及び製品	55,525	25,263
仕掛品	600	600
原材料及び貯蔵品	28	3,644
前払費用	40,139	59,071
未収入金	5,012,178	1 9,768,436
その他	801,218	1 803,460
貸倒引当金	3,452	24,241
流動資産合計	10,768,175	16,638,739
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,676	12,356
機械及び装置	0	0
工具、器具及び備品	11,793	16,153
建設仮勘定	<del>-</del>	3,711
有形固定資産合計	25,469	32,220
無形固定資産		
商標権	234	171
ソフトウエア	5,372	3,700
無形固定資産合計	5,607	3,871
投資その他の資産		
投資有価証券	-	6,765
関係会社株式	-	10,000
出資金	10	10
預託金	603,468	903,416
破産更生債権等	4,915	26,042
繰延税金資産	51,120	158,834
その他	22,155	68,398
貸倒引当金	4,915	26,042
投資その他の資産合計	676,754	1,147,424
固定資産合計	707,831	1,183,516
資産合計	11,476,006	17,822,255

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年 7 月31日)	当事業年度 (2025年 7 月31日)
負債の部		
流動負債		
金柱買	354,404	575,059
短期借入金	2 2,928,541	2 260,000
1 年内返済予定の長期借入金	-	353,560
未払金	3,334,065	5,402,232
未払費用	20,337	59,470
未払法人税等	100,280	809,970
契約負債	3,467	1,159
預り金	37,853	51,097
賞与引当金	60,000	249,999
その他	108,701	780,207
流動負債合計	6,947,651	8,542,757
固定負債		
長期借入金	300,000	999,400
固定負債合計	300,000	999,400
負債合計	7,247,651	9,542,157
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	1,139,500
資本剰余金		
資本準備金	2,593,690	3,683,191
資本剰余金合計	2,593,690	3,683,191
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,584,503	3,457,406
利益剰余金合計	1,584,503	3,457,406
株主資本合計	4,228,194	8,280,098
新株予約権	160	-
純資産合計	4,228,354	8,280,098
負債純資産合計	11,476,006	17,822,255

(単位:千円)

2,616,905

160

160

43,834

43,834

808,042

107,713

700,328

1,872,902

2,573,231

売上高

経常利益 特別利益

特別損失

新株予約権戻入益 特別利益合計

投資有価証券評価損

法人税、住民税及び事業税

特別損失合計 税引前当期純利益

前事業年度 当事業年度 2023年8月1日 2024年7月31日) 2024年8月1日 2025年7月31日) (自 (自 3,515,034 6,153,606 売上原価 809,023 1,573,023 売上総利益 2,706,011 4,580,583 2 1,836,942 販売費及び一般管理費 2 1,158,664 営業利益 1,547,346 2,743,641 営業外収益 受取利息 28 1 3,961 1,550 違約金収入 7,853 その他 1,208 1 1,973 営業外収益合計 2,787 13,788 営業外費用 40,962 81,334 支払利息 支払手数料 253,665 15,053 上場関連費用 34,726 9,409 2,133 その他 営業外費用合計 296,761 140,524

1,253,372

1,253,372

103,019

177,907

280,926

972,446

-

## 【売上原価明細書】

法人税等調整額

法人税等合計

当期純利益

		前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日		当事業年度 (自 2024年8月1 至 2025年7月31	
区分	注記番号	金額(千円) 構ん		金額(千円)	構成比 (%)
原材料費		-	-	3,403	0.2
労務費		-	-	2,436	0.2
経費					
代理店報酬費用		551,459	68.2	1,143,308	72.4
その他		257,564	31.8	429,923	27.2
当期発生原価		809,023	100.0	1,579,072	100.0
期首製品・原材料棚卸高		-		-	
合計		809,023		1,579,072	
期末製品・原材料棚卸高		-		6,049	
当期売上原価		809,023		1,573,023	

## (原価計算の方法)

当社の原価計算は実際原価による個別原価計算であります。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位:千円)

			株主	資本				
		資本乗	制余金	利益乗	制余金		*r1# 7 /6 1/r	/+'/# <del>*</del> ^ + 1
	資本金	次十进供人	資本剰余金合	その他利益剰 余金	利益剰余金合	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
		資本準備金   員 <sup>4</sup>	計	繰越利益剰余 金	計			
当期首残高	50,000	2,593,690	2,593,690	612,057	612,057	3,255,747	160	3,255,908
当期変動額								
当期純利益				972,446	972,446	972,446		972,446
当期変動額合計	-	-	-	972,446	972,446	972,446	-	972,446
当期末残高	50,000	2,593,690	2,593,690	1,584,503	1,584,503	4,228,194	160	4,228,354

# 当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				(+\m\ \tau \\ \tau \\
		資本準備金	資本剰余金合 計	その他利益剰 余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金合計	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	50,000	2,593,690	2,593,690	1,584,503	1,584,503	4,228,194	160	4,228,354
当期変動額								
新株の発行	1,089,500	1,089,500	1,089,500			2,179,001		2,179,001
当期純利益				1,872,902	1,872,902	1,872,902		1,872,902
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純 額)							160	160
当期変動額合計	1,089,500	1,089,500	1,089,500	1,872,902	1,872,902	4,051,904	160	4,051,743
当期末残高	1,139,500	3,683,191	3,683,191	3,457,406	3,457,406	8,280,098	-	8,280,098

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 貯蔵品

個別法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権、未収入金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 や破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま す。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を 充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

#### (1)電力PF事業、再エネPF事業(DGP手数料)

DGP手数料は、当社のDGPの利用によって発生する手数料であり、使用した電力量に応じて発生します。 顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力 需給契約における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行 義務の進捗に基づき収益を認識しております。

## (2) 再エネPF事業 (非化石証書の代理調達業務)

再エネPF事業においては、非化石証書の代理調達をすることによって手数料が生じております。非化石証書の代理調達業務においては、顧客との代理調達契約を締結しており、非化石証書の引渡しを履行義務として識別しております。非化石証書の支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは引渡し完了の時点であると判断し、当該時点で収益を認識しております。

## (3)全事業共通(その他収益)

販売業務については、顧客に商品等を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

- 5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項
  - (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

- (2) 一般送配電事業者との電力精算等に係る会計処理
  - 一般送配電事業者との電力精算が発生した場合の損益については、発生した損益を売上高(負の場合は 売上高の控除科目)として計上しております。

DGPの事業運営にあたり、電力の需給管理業務が生じます。これにより発生したインバランスの発生損益は、発生した取引コマ毎に決済損益を算定し、これらを全て合算し損益を相殺した上で決済益相当額を売上高に計上し、決済損相当額を売上高の控除科目として計上しております。

なお、発生したインバランスの未決済金額のうち、余剰インバランスによって発生した一般送配電事業者からの未回収金及び、不足インバランスによって発生した一般送配電事業者への支払金は、各一般送配電事業者毎にそれぞれ合算相殺した上で、未回収相当額を売掛金勘定、未払相当額を買掛金勘定として計上しております。

#### (重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産 (純額)	51,120	158,834

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年 改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3 項ただし書きに定める経過的な 取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

## (表示方法の変更)

(単体開示の簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更)

当事業年度より連結財務諸表を作成することとなったことを受け、特例財務諸表提出会社として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

## (貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「立替金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「立替金」731,839千円、「その他」69,379 千円は、「流動資産」の「その他」801,218千円として組み替えております。

## (貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年 7 月31日)
短期金銭債権		120,194千円

#### 2 コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、前事業年度においては取引銀行5行と当座貸越契約または貸出コミットメント契約を締結しております。また、当事業年度においては取引銀行7行と当座貸越契約または貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 7 月31日)	当事業年度 (2025年 7 月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメン トの総額	10,400,000千円	10,700,000千円
借入実行残高	2,200,000	260,000
差引額	8,200,000	10,440,000

## (損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年8月 至 2024年7月	1日 (自	当事業年度 2024年 8 月 1 日 2025年 7 月31日)
営業取引以外の取引による取引高		- 千円	1,879千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21%、当事業年度21%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79%、当事業年度79%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

- (章 3		当事業年度 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
	321,316千円	453,434千円
賞与引当金繰入額	60,000	246,691
減価償却費	8,141	10,623
貸倒引当金繰入額	8,368	41,915
研究開発費	88,684	100,767

## (表示方法の変更)

前事業年度において、主要な費目として表示しておりました「賞与」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては注記を省略しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度においても主要な費目を省略しております。

## (有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2024年7月31日)

該当事項はありません。

## 当事業年度(2025年7月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区八	当事業年度
区分	(千円)
子会社株式	10,000

## (税効果会計関係)

#### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 7 月31日)	当事業年度 (2025年 7 月31日)	
繰延税金資産			
賞与引当金	17,100千円	76,549千円	
未確定債務	16,793	19,527	
未払事業税	-	39,651	
減価償却費	33,115	22,124	
その他	5,279	37,223	
繰延税金資産小計	72,287	195,076	
評価性引当額	21,166	36,242	
繰延税金資産合計	51,120	158,834	
繰延税金資産の純額	51,120	158,834	

# 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
法定実効税率	28.5%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.3
住民税均等割等	0.4	0.1
評価性引当額の増減	6.4	0.5
税額控除	1.5	3.3
事業税課税標準差異	0.6	0.9
その他	0.7	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.4	27.2

## 3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

区分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
	建物	13,676	-	-	1,320	12,356	4,510
	機械及び装置	0	-	-	-	0	2,071
有形 固定資産	工具、器具及び備品	11,793	13,575	-	9,214	16,153	21,724
	建設仮勘定	ı	3,711	1	1	3,711	-
	計	25,469	17,286	-	10,535	32,220	28,307
	商標権	234	1	1	62	171	-
無形固定資産	ソフトウエア	5,372	ı	-	1,672	3,700	-
	計	5,607	1	-	1,735	3,871	-

(注)「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は、主にPCの購入によるものであります。

## 【引当金明細表】

単位(千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	8,368	50,284	8,368	50,284
賞与引当金	60,000	249,999	60,000	249,999

## (2)【主な資産及び負債の内容】 連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年 7 月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 1 月31日 毎年 7 月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券 代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他や むを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.digitalgrid.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、 定款に定めております。
  - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

## 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1)有価証券届出書(有償一般募集増資及び売出し)及びその添付書類 2025年3月18日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書

2025年4月4日、2025年4月9日、2025年4月14日及び2025年6月13日関東財務局長に提出。 2025年3月18日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

2025年4月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

EDINET提出書類 デジタルグリッド株式会社(E40505) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月30日

デジタルグリッド株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 森夫

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大角 博章

## <連結財務諸表監查>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルグリッド株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルグリッド株式会社及び連結子会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

## 電力PF事業及び再エネPF事業の収益認識(集計の正確性)

## 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

連結財務諸表の注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、デジタルグリッド株式会社(以下、「会社」という。)及び連結子会社の当連結会計年度の電力PF事業及び再エネPF事業に係るDGP手数料収益は4,492,671千円、296,401千円であり、連結売上高の77%を占める。

DGP手数料収入の個々の取引金額は収益計上額の全体に 比べ少額であるが、顧客数・契約口数は非常に多く、処理 される取引件数も膨大なものとなっている。また、各顧客 の取引電力量は一般送配電事業者からの情報の取得が必要 となる。

そのため、これらの正確性を担保するために、会社は独自に開発したDGPシステムを構築しており、ITシステムへの依存度が高くなっている。

当監査法人は、DGP手数料が適切に連結財務諸表に反映されているかどうかを検討するに当たり、DGP手数料の集計の正確性が必要不可欠な要素であると考え、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

## 監査上の対応

当監査法人は、DGP手数料の集計の正確性を検討するに当たり、当監査法人に所属するIT専門家を関与させ、ITシステムにおけるデータフロー、処理プロセス及び自動化された内部統制を理解し、内部統制の有効性を評価するため、主として以下の手続を実施した。

- ・DGPシステムにかかるアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制を評価した。
- ・DGPシステムにおける自動集計に関する業務処理統制 の有効性を評価するため、DGP手数料の集計の再計算 を実施し、ITシステムによる処理の正確性を評価し た。

以上の内部統制の有効性を評価する手続に加え、DGP手数料の正確性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。

- ・DGP手数料の電力供給先別月次推移を分析した。
- ・一定の金額により抽出した顧客及び統計的にサンプル 抽出した顧客を対象にDGPシステムに登録されている 手数料単価とDGP利用契約書に記載されている手数料 単価との一致を確認した。
- ・一定の金額により抽出した顧客及び統計的にサンプル 抽出した顧客に対する債権について残高確認状を入手 した。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に 関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月30日

デジタルグリッド株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 森夫

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大角 博章

#### <財務諸表監查>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルグリッド株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルグリッド株式会社の2025年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

## (電力PF事業及び再エネPF事業の収益認識(集計の正確性))

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(電力PF事業及び再エネPF事業の収益認識(集計の正確性))と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実 - 施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。